

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
様式集 (変更版)

令和 6 年 7 9 月 31 3 日

姫路市上下水道局

第 1 入札関係提出書類

1 入札説明書等に関する質問書

- (1) 入札説明書等に関する質問書は以下の様式により提出すること。
- (2) 様式 1－2 の右上の欄には、本市から送付する入札参加資格の審査結果通知書に記載している受付番号を記入すること。
- (3) 提出方法等については、入札説明書を参照すること。

様式 1－1	入札説明書等（資格審査）に関する質問書
様式 1－2	入札説明書等（資格審査以外）に関する質問書

※1 様式 1－2 については、乙型 JV 単位で提出すること

2 資格審査に関する提出書類

- (1) 資格審査に関する提出書類は、様式 2－2 を上にして様式番号順に様式 2－2 から様式 2－13 を並べて一括して左綴じとし、正本 1 部を提出すること。
- (2) 以下に示す様式については各様式に必要な事項を記載の上、様式 2－2 から様式 2－4、様式 2－6 から様式 2－8、様式 2－12、様式 2－13 については業者登録時に登録した使用印を押印すること。
様式 2－7 共同企業体（参考様式①乙型 JV）における共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書については、工事着手（先行工事に係るものを除く。）の 7 日前までに本市に提出すること。

様式 2－1	入札参加申込書
様式 2－2	入札参加表明書
様式 2－3	委任状（乙型 JV／甲型 JV）
様式 2－4	入札参加資格審査申請書兼誓約書
様式 2－5	参加申込者構成表
様式 2－6	共同企業体結成届（乙型 JV／甲型 JV）
様式 2－7	共同企業体協定書（参考様式①乙型 JV／参考様式②甲型 JV）
様式 2－8	市内業者が実施する工事額合計の比率（資格審査申請時）に関する誓約書
様式 2－9	実績調書（設計企業）
様式 2－10	実績調書（建設企業）
様式 2－11	提出書類確認書
様式 2－12	配置予定技術士設置届
様式 2－13	関連企業申告書（入札参加資格申請用）

- (3) 入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由を求めることができる。その場合は様式 2－14 に業者登録時に登録した使用印を押印して提出すること。

様式 2－14	入札参加資格審査に関する説明要求書
---------	-------------------

3 技術的対話に関する提出書類

- (1) 技術的対話に関する対話事項は、様式 3－1 に基づき作成し、提出すること。

様式 3－1	技術的対話に関する対話事項
--------	---------------

4 事業提案に関する提出書類

- (1) 事業提案に関する提出書類の提出の際は様式 4－1 から様式 4－4 と様式 4－5 から様式 7－2 をそれぞれファイルに綴じ込み、ファイルに以下のとおりタイトルを記入すること。
- ・様式 4－1 から様式 4－4：甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業 事業提案書
(事業提案書提出届兼誓約書等)
 - ・様式 4－5 から様式 7－2：甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業 事業提案書
(要求水準確認表、事業提案に関する書類及び提案根拠資料)
- (2) 前号に示す様式のうち様式 5－1 から様式 6－9 には、各様式の右上の欄に本市から送付された入札参加資格の審査結果通知書に記載の受付番号を記入すること（正本及び副本とも。）。
- (3) 事業提案書の正本及び副本は、入札参加者の各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。また、事業提案書に添付する各種証明書類についても、各企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示はしないこと。
- (4) 事業提案書の各様式（様式 6－1 から様式 6－9）については、提案項目ごとに右下に通し番号（当該ページ番号／総ページ番号）を振ること。
- (5) 事業提案書は左綴じとし、必要部数を提出すること。
- (6) 様式ごとにインデックスを付けること。
- (7) 要求水準確認表（様式 4－5）は、基礎審査に必要な資料として、事業提案書の内容が要求水準書に定める事項を遵守しているかを入札参加者がセルフチェックした上で、提出すること。
- (8) 要求水準確認表（様式 4－5）の「参照箇所」欄（「／」を付記している項目を除く。）に参照する提出書類の箇所を記載する。
- なお、参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務段階において明確とする」等を記載すること。
- また、入札参加者は、上記の内容を理解した上で、記載漏れがないよう十分注意すること。
- (9) 提案概要書（様式 5－1）は、「本事業のコンセプト」「各施設の特徴」「各種提案の要点」等をはじめとした施設概要等、事業提案書における要点をまとめた資料を作成すること。
- (10) 提案根拠資料（様式 7－1 から様式 7－2）は、本事業で提案するシステムの水収支計算書、水理計算書、容量計算書、フローシート、図面等、事業提案書の根拠資料として必要なものを作成するものとし、様式 7－1 及び様式 7－2 に示した資料番号を付記し、資料番号ごとにインデックスを付けること。
- (11) 事業提案に関する提出書類のうち様式 4－5 から様式 6－7、様式 7－1 及び様式 7

ー 2 について同一内容のデータを DVD-ROM に保存して 1 部提出すること。データは、PDF ファイルにより作成し、保存すること。また、DVD-ROM の表面には受付番号のみ記載すること。なお、各ファイルのプロパティを含め、データ内でファイルの作成者や入札参加者の各企業名を特定又は推測できないようにすること。

様式 4－1	事業提案書提出届兼誓約書
様式 4－2	事業提案書確認書
様式 4－3	入札説明書等に関する誓約書
様式 4－4	市内業者が実施する工事額合計の比率（事業提案書提出時）に関する誓約書
様式 4－5	要求水準確認表
様式 5－1	事業提案に関する提出書類（提案概要書）
様式 6－1 から様式 6－9	事業提案に関する提出書類（事業提案書）
様式 7－1 から様式 7－2	事業提案に関する提出書類（提案根拠資料）

- (12) 基礎審査により失格と判断された理由を求める場合は様式 7－3 に業者登録時に登録した使用印を押印して提出すること。

様式 7－3	基礎審査に関する説明要求書
--------	---------------

5 入札に関する提出書類

- (1) 入札時に様式 8 を電子入札システムにより提出すること。
- (2) 入札金額内訳書の作成に当たっては、以下に示す内容を考慮すること。
 - ①可能な限り入札金額内訳書を細分化して提示すること。
 - ②金額及び単価については、物価上昇を考慮しないこと。

様式 8	入札金額内訳書
------	---------

6 落札等審査に関する提出書類

- (1) 落札等審査に関する提出書類は、様式 9－1、様式 9－2 に基づき作成し、提出すること。

様式 9－1	制限付一般競争入札（落札候補者）審査申請書
様式 9－2	関連企業申告書（落札等審査用）

- (2) 落札等審査により非落札と判断された理由を求める場合は様式 9－3 に業者登録時に登録した使用印を押印して提出すること。

様式 9－3	非落札に関する説明要求書
--------	--------------

第2 作成要領等

1 記載内容及び方法

- (1) 記載は、明確・具体的に行うこと。
- (2) 他の様式や添付資料又は補足資料に関する事項が記載されている場合など、参照が必要な場合は、該当する様式番号や資料名、ページ等を記述すること。
- (3) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- (4) 数字は、アラビア数字を使用すること。
- (5) 文字サイズは図表を除き 10.5 ポイント以上とし読みやすい行間、余白とすること。
なおフォントは MS 明朝（ただし、強調箇所、題目等は任意とする）を使用すること。
- (6) 様式内の注釈を削除することは可とする。

2 その他

- (1) ページ数に制限がある場合は、遵守すること。ただし、写し等の添付書類は、枚数には含めないこととする。なお、事業提案書の提案根拠資料については、枚数に制限はないが、必要最小限の枚数で簡潔に作成すること。また、ページ数が少ない場合でも減点の対象とはならない。
- (2) 図表等は適宜使用しても構わないが、規定のページ数に含めること。
- (3) 様式データの余白編集は可とするが、様式番号、枚数制限、書式サイズを遵守の上、印刷を考慮した余白とすること。また、全ての書類について事業提案に関する書類について、PDF 形式のデータにて提出すること。
- (4) 使用する用紙は、片面印刷とすること。ただし、事業提案に関する提出書類（提案根拠資料）（様式 7－1）に限り、原則 A 4 両面とするが、一部を A 4 片面又は A 3 片面とすることは可とする。

第3 提出書類

書類	様式	提出 部数	書式 サイズ	上限 ページ数
1 入札説明書等に関する質問書				
入札説明書等（資格審査）に関する質問書	様式1-1	-	A4	-
入札説明書等（資格審査以外）に関する質問書	様式1-2	-	A4	-
2 資格審査に関する提出書類				
入札参加申込書	様式2-1	-	-	-
入札参加表明書	様式2-2	1	A4	-
委任状（乙型JV／甲型JV）	様式2-3	1	A4	-
入札参加資格審査申請書兼誓約書	様式2-4	1	A4	-
参加申込者構成表	様式2-5	1	A4	-
共同企業体結成届（乙型JV／甲型JV）	様式2-6	1	A4	-
共同企業体協定書（乙型JV／甲型JV）	様式2-7	1	A4	-
市内業者が実施する工事額合計の比率（資格審査申請時）に関する誓約書	様式2-8	1	A4	-
実績調書（設計企業）	様式2-9	1	A4	-
実績調書（建設企業）	様式2-10	1	A4	-
提出書類確認書	様式2-11	1	A4	-
配置予定技術士設置届	様式2-12	1	A4	-
関連企業申告書 （入札参加資格申請用）	様式2-13	1	A4	-
入札参加資格審査に関する説明要求書 ※必要に応じて提出	様式2-14	1	A4	-
3 技術的対話に関する対話事項				
技術的対話に関する対話事項	様式3-1	1	A4	-
4 事業提案に関する提出書類（事業提案書提出時の確認書類）				
事業提案書提出届兼誓約書	様式4-1	1	A4	-
事業提案書確認書	様式4-2	1	A4	-
入札説明書等に関する誓約書	様式4-3	1	A4	-
市内業者が実施する工事額合計の比率（事業提案書提出時）に関する誓約書	様式4-4	1	A4	-
要求水準確認表	様式4-5	正：1 副：14	A3	-
5 事業提案に関する提出書類（提案概要書）				
提案概要書	様式5-1	正：1 副：14	A4 または A3	A4：6 A3：3
6 事業提案に関する提出書類（事業提案書）				
水処理機能に関する事項	様式6-1	正：1 副：14	A4	11

書類	様式	提出 部数	書式 サイズ	上限 ページ数
平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項	様式 6-2	正：1 副：14	A 4	6
設計・建設の詳細に関する事項	様式 6-3	正：1 副：14	A 4	9
水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項	様式 6-4	正：1 副：14	A 4	7
維持管理性に関する事項	様式 6-5	正：1 副：14	A 4	6
保全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項	様式 6-6	正：1 副：14	A 4	6
基幹浄水場として求める付加機能に関する事項	様式 6-7	正：1 副：14	A 4	8
同種工事の施工実績に関する調書	様式 6-8	1	A 4	-
社会貢献等に関する調書	様式 6-9	1	A 4	-
7 事業提案に関する提出書類（提案根拠資料）				
提案根拠資料のうち図面以外 ・概略工事工程表（設計を含む） ・概略施工計画書 ・水収支計算書 ・水理計算書 ・容量計算書（設備を含む） ・主要施設リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備） ・点検リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備） ・修繕リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備） ・維持管理計画（供用開始から 15 年間の動力、薬品、修繕、保守点検について） ・その他必要と思われるもの ※要求水準を確認するため、必要に応じて、材質や仕様等の詳細な内容も記載すること。	様式 7-1	正：1 副：14	A 4	-

書類	様式	提出 部数	書式 サイズ	上限 ページ数
提案根拠資料のうち図面 ・施設構造図（平面図、断面図、意匠図等） ・主要な管路図（平面図、横断図、縦断図等） ・水位高低図 ・浄水及び排水処理フロー図 ・水収支フロー図 ・フローシート ・単線結線図 ・システム構成図 ・維持管理動線図 ・見学者ルート図 ・要求水準書 別紙5の「施設の建設制限範囲」において、所定の高さ制限を厳守しているかがわかる図（平面図、断面図、パース図等） ・全景パース図（複数方向） ・その他必要と思われるもの ※図面には図面目録も作成し、各図面には表題欄を設け、「施設計画図面集」として整理すること。	様式7-2	正：1 副：14	A3片面	-
基礎審査に関する説明要求書（必要に応じて提出）	様式7-3	1	A4	-
8 入札に関する提出書類				
入札金額内訳書	様式8	-	-	-
9 落札等審査に関する提出書類				
制限付一般競争入札（落札候補者）審査申請書	様式9-1	1	A4	-
関連企業申告書（落札等審査用）	様式9-2	各構成員 数分	A4	-
非落札に関する説明要求書 ※必要に応じて提出	様式9-3	1	A4	-

1 入札説明書等に関する質問書

(様式 1 - 1)

入札説明書等（資格審査）に関する質問書

令和 6 年 月 日

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査）に関する質問書

「甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業」に関する入札説明書等（資格審査）について、
質問を別添のとおり提出します。

会 社 名			
会社所在地	別途公表している様式 1 - 1 のエクセルファイルを ダウンロードして使用し、提出すること。		
担当者氏名			
担当者役職・氏名			
連 絡 先	電話番号		
	F A X		
	メールアドレス		

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査）に関する質問内容

資料名	No	タイトル	参加資格要件の該当箇所	内容
			頁 章 節 項	
(記入例) 入札説明書	1	×××について	5 第3 1 (1) ウ	〇〇について、…。

※注意事項

- ※1 簡潔かつ具体的に記載してください。
- ※2 該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※3 行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※4 それぞれの資料ごとに順に記入してください。
- ※5 行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。

(様式 1 - 2)

入札説明書等（資格審査以外）に関する質問書

受付番号	
------	--

令和 6 年 月 日

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問書

「甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業」に関する入札説明書等（資格審査以外）について、質問を別添のとおり提出します。

別途公表している様式 1 - 2 のエクセルファイルをダウンロードして使用し、提出すること。

■ 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札説明書等（資格審査以外）に関する質問内容

資料名	No	タイトル	入札説明書等の該当箇所	内容
			頁 章 節 項	
(記入例) 要求水準書	1	×××について	3 第2 5 (1) ① ア	〇〇について、…。

※注意事項

- ※1 簡潔かつ具体的に記載してください。
- ※2 該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。
- ※3 行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※4 それぞれの資料ごとに順に記入してください。
- ※5 行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。
- ※6 受付番号欄には市から送付された入札参加資格の審査結果通知書に記載の受付番号を記入すること

2 資格審査に関する提出書類

入札参加申込書

公告のあった甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る入札手続きについて参加したいので申し込みます。

- ※ **建設業の許可を更新中の場合**は、建設業許可申請書の写しをこの申込書とともに添付して送信すること。
 - ※ **入札参加資格となっている法令又は規程の登録（建築コンサルタント・土木コンサルタント）を更新中の場合**は、登録申請書の写しをこの申込書とともに添付して送信すること。
 - ※ ウィルスに感染しているファイルは提出できない。
 - ※ ファイルを添付する際は、**ファイル名を参加希望者の共同企業体名に変更すること。**
 - ※ **この申込書は電子入札システムの競争参加資格確認申請書に添付して送信すること。**
- ※ 入札参加申込書の記載は不要です。添付のみしてください。

令和6年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

※1 代表企業が全ての手続を行ってください。

令和6年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

記

印

※3 構成員一覧表付番は、様式2-4の付番を記入してください。

令和6年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

私は、下記の者に甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札に関して、次の権限を委任します。

委任事項

- 1 以下の2から5に示す事項に対して、甲型JVの代表企業を介して乙型JVの代表企業に委任する件
- 2 保証金等の納付及び受領に関する件
- 3 入札及び見積に関する件
- 4 支払金の請求及び受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件

※2 構成員一覧表付番は、様式2-4の付番を記入してください。

令和 6 年 月 日

入札参加資格審査申請書兼誓約書

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[] 共同企業体の代表企業

所在地

法人名又は屋号

代表者名

又は受任者名

印

令和 6 年 7 月 31 日に公告された甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札への参加資格について審査されたく、参加資格を証する書類を添えて申請します。

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札参加資格審査を申請しようとする当乙型 JV の構成員は以下のとおりです。以下の各構成員は、入札説明書に掲げられている参加資格要件を満たしていること及びこの申請書及び添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと、並びに他の参加申込者の構成員として甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札に参加しないことを誓約いたします。

付番	乙型 JV 内の役割	設計企業	建設企業	参加申込者の構成員
1	代表企業			所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
2				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
3				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
4				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
5				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
6				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
7				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印
8				所在地 法人名又は屋号 代表者名又は受任者名 印

- ※1 乙型 JV を組成する代表企業及び各構成員の全ての企業を記載してください。
- ※2 甲型 JV を組成する場合は、「乙型 JV 内の役割欄」に甲型 JV の名称及び甲型 JV 内での役割（代表企業又は構成員）を追記してください。
- ※3 各構成員が、入札説明書「第 3 の 3 入札参加資格」記載の入札参加資格要件を満たしていることを必ず確認してください。
- ※4 行が不足する場合には、適宜追加してください。複数枚となる場合は製本し割印してください。

記入例

令和 6 年 月 日

入札参加資格審査申請書兼誓約書

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[□□・△△・◇◇・○○・☆☆設計・建設] 共同企業体の代表企業

所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●●

法人名又は屋号 □□建設株式会社

代表者名

又は受任者名 ●● ●●

印

令和 6 年 7 月 31 日に公告された甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札への参加資格について審査されたく、参加資格を証する書類を添えて申請します。

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業の入札参加資格審査を申請しようとする当乙型 JV の構成員は以下のとおりです。以下の各構成員は、入札説明書に掲げられている参加資格要件を満たしていること及びこの申請書及び添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと、並びに他の参加申込者の構成員として甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札に参加しないことを誓約いたします。

付番	乙型 JV 内の役割	設計企業	建設企業	参加申込者の構成員
1	代表企業		○	所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 □□建設株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印
2	構成員	○		所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ☆☆設計株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印
3	構成員 (◇◇○○共同企業体 代表企業)		○	所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ◇◇機械株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印
4	構成員 (◇◇○○共同企業体 構成員)		○	所在地 兵庫県姫路市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ○○機械株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印
5	構成員		○	所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 △△建設株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印
6	構成員		○	所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ■■電気株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●● 印

7	構成員		○	所在地 兵庫県姫路市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ★★建設株式会社 代表者名又は受任者名 代表取締役●● ●●	印
---	-----	--	---	--	---

- ※1 乙型 JV を組成する代表企業及び各構成員の全ての企業を記載してください。
- ※2 甲型 JV を組成する場合は、「乙型 JV 内の役割欄」に甲型 JV の名称及び甲型 JV 内での役割（代表企業又は構成員）を追記してください。
- ※3 各構成員が、入札説明書「第3の3 入札参加資格」記載の入札参加資格要件を満たしていることを必ず確認してください。
- ※4 行が不足する場合には、適宜追加してください。複数枚となる場合は製本し、割印してください。

記入例の場合、2ページのため、片面印刷の場合は製本し、割印が必要になります。両面印刷の場合、製本割印は不要です。

[] 共同企業体（参加申込者名）

代表企業（市内業者・それ以外）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 法人名又は屋号 代表者名又は 受任者名 担当者氏名 所属 所在地 電話番号 ファックス メールアドレス 本事業の役割： 業 種：		
構成員（市内業者・それ以外）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 法人名又は屋号 代表者名又は 受任者名 本事業の役割： 業 種：		
構成員（市内業者・それ以外）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 法人名又は屋号 代表者名又は 受任者名 本事業の役割： 業 種：		
構成員（市内業者・それ以外）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 法人名又は屋号 代表者名又は 受任者名 本事業の役割： 業 種：		
構成員（市内業者・それ以外）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 法人名又は屋号 代表者名又は 受任者名 本事業の役割： 業 種：		

- ※1 乙型 JV を組成する代表企業及び各構成員の全ての企業を記載してください。
- ※2 乙型 JV の代表企業は「代表企業欄」に必要事項を記載し、その他の企業は「構成員欄」に記載してください。
- ※3 甲型 JV を結成する場合は、甲型 JV における役割及び出資割合を記載してください。
- ※4 市内外区分について、「市内業者・それ以外」の該当するものを選択してください。
- ※5 「本事業の役割」は、設計企業又は建設企業のいずれかを記載してください。
- ※6 「業種」は、水道施設工事、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事を記載してください。なお、設計企業は「設計」と記載してください。
- ※7 行が不足する場合は、適宜追加してください。

参加申込者構成表

[□□・△△・◇◇・〇〇・☆☆設計・建設] 共同企業体 (参加申込者名)

代表企業 (市内業者 <u>それ以外</u>)	甲型 JV (代表企業・構成員)	出資割合 (%)
所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 □□建設株式会社 代表者名又は 受任者名 代表取締役 ●● ●● 担当者氏名 所属 ●●部 ●●課 所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 電話番号 ●●●-●●●-●●●● ファックス ●●●-●●●-●●●● メールアドレス ●●●●●●@●●●●●●.co.jp 本事業の役割: 建設企業 業 種: 水道施設工事、土木一式工事		
構成員 (市内業者 <u>それ以外</u>)	甲型 JV (代表企業・構成員)	出資割合 (%)
所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ☆☆設計株式会社 代表者名又は 受任者名 代表取締役 ●● ●● 本事業の役割: 設計企業 業 種: 設計		
構成員 (市内業者 <u>それ以外</u>)	甲型 JV (<u>代表企業</u> ・構成員)	出資割合 (70%)
所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 ◇◇機械株式会社 代表者名又は 受任者名 代表取締役 ●● ●● 本事業の役割: 建設企業 業 種: 機械器具設置工事		
構成員 (<u>市内業者</u> <u>それ以外</u>)	甲型 JV (代表企業・ <u>構成員</u>)	出資割合 (30%)
所在地 兵庫県姫路市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 〇〇機械株式会社 代表者名又は 受任者名 代表取締役 ●● ●● 本事業の役割: 建設企業 業 種: 機械器具設置工事		
構成員 (市内業者 <u>それ以外</u>)	甲型 JV (代表企業・構成員)	出資割合 (%)
所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●● 法人名又は屋号 △△建設株式会社 代表者名又は 受任者名 代表取締役 ●● ●● 本事業の役割: 建設企業 業 種: 建築一式工事		

構成員（市内業者 <u>それ以外</u> ）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 ●●県●●市●●丁目●●-●●		
法人名又は屋号 ■■電気株式会社		
代表者名又は受任者名 代表取締役 ●● ●●		
本事業の役割：建設企業		
業 種：電気工事		
構成員（市内業者 <u>それ以外</u> ）	甲型 JV（代表企業・構成員）	出資割合（ %）
所在地 兵庫県姫路市●●丁目●●-●●		
法人名又は屋号 ★★建設株式会社		
代表者名又は受任者名 代表取締役 ●● ●●		
本事業の役割：建設企業		
業 種：建築一式工事		

- ※1 乙型 JV を組成する代表企業及び各構成員の全ての企業を記載してください。
- ※2 乙型 JV の代表企業は「代表企業欄」に必要事項を記載し、その他の企業は「構成員欄」に記載してください。
- ※3 甲型 JV を結成する場合は、甲型 JV における役割及び出資割合を記載してください。
- ※4 市内外区分について、「市内業者・それ以外」の該当するものを選択してください。
- ※5 「本事業の役割」は、設計企業又は建設企業のいずれかを記載してください。
- ※6 「業種」は、水道施設工事、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事を記載してください。なお、設計企業は「設計」と記載してください。
- ※7 行が不足する場合は、適宜追加してください。

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

記

- 印

(4) 所在地
法人名又は屋号
代表者名
又は受任者名

印

(5) 所在地
法人名又は屋号
代表者名
又は受任者名

印

※1 構成員を記載する箇所が不足する場合は適宜追加して記入すること。複数枚となる場合は製本し割印してください。

※2 乙型 JV の構成員が甲型 JV である場合には所在地欄の上に、甲型共同企業体名を記載し、代表企業の所在地等を記載すること。

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

記

- 印

印

印

26

共同企業体協定書（乙型 JV）

[] 共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る業務（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「設計業務及び建設業務」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、[]共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を[]に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和[]年[]月[]日に成立し、設計業務及び建設業務の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務及び建設業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務及び建設業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
法人名、屋号又は
甲型共同企業体名所在地
法人名、屋号又は
甲型共同企業体名所在地
法人名、屋号又は
甲型共同企業体名所在地
法人名、屋号又は
甲型共同企業体名所在地
法人名、屋号又は
甲型共同企業体名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、[]を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、設計業務及び建設業務に関し、当企業体を代表してその権限を行

うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の設計業務及び建設業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

設計業務	法人名又は屋号	[	]
水道施設工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[	]
土木一式工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[	]
建築一式工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[	]
機械器具設置工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[	]
電気工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[	]

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務及び建設業務の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、[]銀行[]支店とし、当共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務の施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回の運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が設計業務及び建設業務を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが設計業務及び建設業務途中において破産又は解散した場合にお

いては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、設計業務及び建設業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[]外[]者は、上記のとおり[]共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書[]通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し、1通を発注者に提出するものとする。

年 月 日

構成員

甲型JVを結成した場合においては共同企業体名及びその代表企業の所在地、法人名又は屋号、代表者名又は受任者名を記入すること。

なお、提出時には当該コメントは削除して印刷すること。

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

[] 共同企業体協定書第8条に基づく協定書（分担工事額協定書）

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る下記工事については、[]共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

設計業務	法人名又は屋号	[] [] 円
水道施設工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[] [] 円
土木一式工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[] [] 円
建築一式工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[] [] 円
機械器具設置工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[] [] 円
電気工事	法人名、屋号又は甲型共同企業体名	[] [] 円

[]外[]者は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書 [] 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

甲型JVを結成した場合においては共同企業体名及びその代表企業の所在地、法人名又は屋号、代表者名又は受任者名を記入すること。なお、提出時には当該コメントは削除して印刷すること。

在 地
名又は屋号
表 者 名
又は受任者名

印

構成員

在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

構成員

所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

※1 構成員を記載する箇所が不足する場合は適宜追加して記入してください。複数枚となる場合は製本し割印してください。

共同企業体協定書（甲型 JV）

[] 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業において担当する建設業務（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「分担工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、[]共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を[]に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和[]年[]月[]日に成立し、甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る業務（以下「本事業」という。）の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体が属する[]共同企業体（以下「乙型共同企業体」という。）が本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
法人名又は屋号所 在 地
法人名又は屋号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、[]を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、分担工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金、中間前払金及び部分払金を含む。）及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該分担工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

法人名又は屋号 [] ○○%

法人名又は屋号 [] ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに分担工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、分担工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、分担工事の請負契約の履行及び下請契約その他の分担工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〔 〕銀行〔 〕支店とし、当共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、分担工事完成後、当該分担工事についてのすべての手続きが完了したときに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、乙型共同企業体が本事業を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち分担工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して分担工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、当初規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、分担工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが分担工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構

(解散後の契約不適合責任期間)

(協定書に定めのない事項)

〔 〕外〔 〕者は、上記のとおり〔 〕共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〔 〕通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持し、1通を発注者に提出するものとする。

印

印

実績調書（設計企業）

法人名又は屋号	
設計業務名称等	(設計又は業務名) (施設所在地) (発注者) (業務期間) (請負金額) (出資割合又は分担業務額)
設計概要等	(施設能力) (処理方式) (業務内容)

- ※1 共同企業体としての実績である場合は、共同企業体の構成員の中での出資の割合又は分担業務額の割合を記載してください。またこれを証する書類を添付してください。
- ※2 業務実績を証するものとして当該業務の契約書及び業務内容のわかる書類（設計書、図面、特記仕様書等の入札参加資格条件となっている内容が明らかなものの写し及びテクリスの契約登録又は完了登録が確認できる登録内容確認書）を添付してください。
- ※3 当該実績は、原則として一の契約によるものとしますが、二の契約からなるもの（継続性が確認できる契約に限る。）も可とします。継続性が確認できる契約とは、契約時期が前後する、同一施設内の、凝集沈澱池の実施設設計の契約及び急速ろ過池の実施設設計の契約であり、後発の契約が先発の契約の相手方との随意契約により締結される等、二の契約を同一の相手方に履行させることの設計上の必要性が証明できるものをいいます。共同企業体等の構成員として設計を受注又は完了した場合においては、二の契約からなるものである場合、上記の継続性が確認できる契約に限ります。
- ※4 入札説明書、第 3 の 3 項の(5)の①②に示す要件を満足する実績を記載してください。

実績調書（建設企業）

実績を有する法人名又は屋号	
建設業務名称等	(工事名) (施設所在地) (発注者) (業務期間) (請負金額) (出資割合又は分担工事額)
建設概要等	(施設能力) (処理方式) (業務内容)

- ※1 共同企業体としての実績である場合は、共同企業体の構成員の中での出資の割合または分担工事額の割合を記載してください。またこれを証する書類を添付してください。
- ※2 施工実績を証するものとして当該工事の契約書及び業務内容のわかる書類（設計書、図面、特記仕様書等の入札参加資格条件となっている内容が明らかなものの写し及びコリンズの受注登録又は竣工登録が確認できる登録内容確認書）を添付してください。
- ※3 当該実績は、原則として一の契約によるものとしますが、二の契約からなるもの（継続性が確認できる契約に限る。）も可とします。継続性が確認できる契約とは、契約時期が前後する、同一施設内の、凝集沈澱池の建設実績に係る契約及び急速ろ過池の建設実績に係る契約であり、後発の契約が先発の契約の相手方との随意契約により締結される等、二の契約を同一の相手方に履行させることの施工上の必要性が証明できるものをいいます。共同企業体等の構成員として施工を受注又は完了した場合においては、二の契約からなるものである場合、上記の継続性が確認できる契約に限ります。
- ※4 入札説明書、第 3 の 3 項の (6) の①②に示す要件を満足する実績を記載してください。

提出書類確認書

参加申込者名		[] 共同企業体		
付番	提出書類	部数	参加申込者 確認	市確認
1	入札参加表明書 (様式 2-2)	1 部		
2	委任状 (乙型 JV) (様式 2-3) ※委任状 (甲型 JV) については甲型 JV を結 成する場合のみ提出が必要。	構成員に応じた必要 部数		
3	入札参加資格審査申請書兼誓約書 (様式 2-4)	1 部		
4	参加申込者構成表 (様式 2-5)	1 部		
5	建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士 事務所登録証明書の写し 【申込締切日時点において有効なもの】	1 部		
6	建設コンサルタント登録規程による登録通 知の写し 【申込締切日時点において有効なもの】	1 部		
7	水道施設工事、土木一式工事、建築一式工事、 機械器具設置工事、電気工事に係る特定建設 業許可通知書又は許可証明書の写し 【申込締切日時点において有効なもの】	建設企業の構成員毎 に 1 部		
8	共同企業体の各構成員 (建設企業) の最新の経 営事項審査結果通知書の写し 【申込締切日時点において有効なもの】	建設企業の構成員毎 に 1 部		
9	共同企業体の各構成員の市税に未納がないこ との納税証明書 (一般競争入札参加用、姫路市 税の納税義務がある場合は必ず提出すること。) 【公告日以後に発行されたものの原本】	姫路市税の納税義務 がある構成員毎に 1 部		
10	共同企業体の各構成員の所得税並びに消費税 及び地方消費税に未納がないことの納税証明 書 (税務署様式その 3 の 2) 又は法人税並びに 消費税及び地方消費税に未納がないことの納 税証明書 (税務署様式その 3 の 3) 【公告日以後に発行されたものの原本】	構成員毎に 1 部		

11	共同企業体結成届（乙型 JV）（様式 2－6） ※共同企業体結成届（甲型 JV）については 甲型 JV を結成する場合のみ提出が必要。	1 部		
12	共同企業体協定書（乙型 JV）（様式 2－7） ※共同企業体協定書（甲型 JV）については 甲型 JV を結成する場合のみ提出が必要。	1 部		
13	市内業者が実施する工事額合計の比率（資格審査申請時）に関する誓約書（様式 2－8）	1 部		
14	実績調書（設計企業）（様式 2－9）	1 部		
15	設計企業の実績に係る契約書の写し、業務内容のわかる書類（設計書、図面、成果物等）及びテクリスの完了登録が確認できる登録内容確認書	1 部		
16	実績調書（建設企業）（様式 2－10）	1 部		
17	建設企業の実績に係る契約書の写し、工事内容のわかる書類（設計書、図面等）及びコリンズの竣工登録が確認できる登録内容確認書	1 部		
18	配置予定技術士設置届（様式 2－12）	1 部		
19	配置予定の技術士（2 名以上）に係る資格確認書類（技術士法に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者の資格確認書類（公告日以後に公益社団法人日本技術士会が発行した登録等証明書）及び入札参加申込締切日において設計企業の社員であることを証する書類を証明できる資料（健康保険証の写し等）	1 部		
20	関連企業申告書（入札参加資格申請用）（様式 2－13）	構成員毎に 1 部		
21	競争参加資格確認申請書受信確認通知の写し	1 部		

※1 必要書類が揃っていることを確認したうえで、参加申込者確認欄に○印を記入してください。

※2 付番 2、11 及び 12 について、甲型 JV を結成する場合は、甲型 JV 用の資料を併せて提出してください。

※3 付番 5 から 7 及び 8 については、申込締切日時点において有効なものを提出してください。

※4 付番 9 及び 10 については、公告日以後に発行されたものに限りません。

※5 付番 20 について、構成員が甲型 JV を結成する場合は、甲型 JV の構成員も構成員毎に 1 部提出してください。

配置予定技術士設置届

令和 6 年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[] 共同企業体の代表企業
 所 在 地
 法人名又は屋号
 代 表 者 名
 又は受任者名

印

- 1 次の者を配置予定技術士として届けます。

事 業 名	甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
-------	--------------------

- 2 設計企業

法人名又は屋号	
---------	--

- 3 配置予定技術士

①	技 術 士 氏 名	
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	
	技 術 部 門	
	選 択 科 目	

②	技 術 士 氏 名	
	登 録 番 号	
	登 録 年 月 日	
	技 術 部 門	
	選 択 科 目	

- ※1 届出を行う技術士は、技術士法に基づき、本事業に必要な資格要件を有する者としてください。
- ※2 必要な参加資格を有する書類として、公告日以後に発行された入札参加資格が確認できる技術士登録等証明書（写し可）を添付してください。
- ※3 配置予定技術士について、3名以上記載する場合は適宜、上記表を追加し記載してください。ただし、入札参加資格審査については、すべての技術士を対象に行うこととします。入札の結果、落札者となった者は、記載した技術士の中から本事業に配置してください。
- ※4 雇用関係を証する書類として、入札参加申込締切日において設計企業の社員であることを証する書類（社会保険証等の写し、提出にあたっては保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと）を添付してください。
- ※5 配置する技術士は、姫路市上下水道事業管理者が特別に認める場合を除き変更できないものとします。

関連企業申告書（入札参加資格申請用）

令和 6 年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[] 共同企業体

(代表企業・構成企業)

所 在 地

法人名又は屋号

代 表 者 名

又は受任者名

印

以下のとおり、入札参加資格審査書類提出日時点における資本関係または人的関係にある企業について申告します。また、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 資本関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）
 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容

2 人的関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）
 ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容	兼任している役員の氏名

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合（該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

- ⑤ 組合とその組合員・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）
 ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所 在 地	関連内容	他方の会社の代表者名（⑥の場合）

それぞれ記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。

☆ 関連企業として申告の必要な企業については下記のとおりです。

~~姫路市の業者登録の有無に関わらず、該当する企業等について記載してください。ただし、姫路市に業者登録がある企業のみ記載してください。~~

1 資本関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、③については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ⑤ 組合とその組合員
- ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

☆ 記載内容に変更（該当する役員の解任等）があった場合は、直ちに経営管理課へ届出してください。

令和6年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[共同企業体の代表企業
 所在地
 法人名又は屋号
 代表者名
 又は受任者名

印

令和6年7月31日に公告のありました甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札に、様式2-5の構成員からなる〔 〕共同企業体として参加することを表明しましたが、入札参加資格がない旨の通知がありました。入札参加資格がないと判断された理由について説明願いたく、本書類を提出いたします。

※1 代表企業が全ての手続を行ってください。

3 技術的対話に関する対話事項

技術的対話に関する対話事項

令和 6 年 月 日

技術的対話に関する対話事項

技術的対話に関する対話事項について、別添のとおり提出します。

入札参加者名 (乙型JV名)	
代表企業所在地	
担当者所属	
担当者役職	
連絡	別途公表している様式 3 - 1 のエクセルファイルを ダウンロードして使用し、提出すること。
	メールアドレス

対話への参加者は、以下のとおりです。

番号	所属企業の商号又は 名称	参加者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

- ※1 番号「1」には、グループにおける責任者の氏名を記入してください。
なお、対話における責任者はグループの代表企業以外の者を選任することも可とします。
- ※2 対話の参加者は責任者を含め12名以内とします。
- ※3 本様式の提出後、上記と異なる者が参加する場合又は参加者に増減がある場合は、
対話当日の受付時に責任者より経営管理課へ申し出てください。

■技術的対話に関する対話事項

番号	対話項目名	入札説明書等参照箇所		確認したい内容	背景・主旨
		資料名 (要求水準書等)	頁・タイトル等		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

※注意事項

※1：簡潔かつ具体的に記載してください。

※2：該当箇所の記入に当たっては、数値、記号は半角文字で記入してください。

※3：行が不足する場合は適宜追加してください。

※4：資料ごとに、当該箇所の順に記入してください。

※5：行の高さ以外の書式は変更しないで下さい。

4 事業提案に関する提出書類 (事業提案書提出時の確認書類)

令和7年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約いたします。

(様式 4 - 2)

令和 7 年 月 日

事業提案書確認書

[] 共同企業体（入札参加者名）

書類	様式 番号	提出部数 正本（副本）	入札参加者 確認	市確認
事業提案書提出時の確認書類				
事業提案書提出届兼誓約書	4 - 1	1 部		
事業提案書確認書	4 - 2	1 部		
入札説明書等に関する誓約書	4 - 3	1 部		
市内業者が実施する工事額合計の比率（事業提案書提出時）に関する誓約書	4 - 4	1 部		
要求水準確認表	4 - 5	1 部（14 部）		
事業提案書				
提案概要書				
提案概要書	5 - 1	1 部（14 部）		
設計・建設に関する項目				
水処理機能に関する事項	6 - 1	1 部（14 部）		
平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項	6 - 2	1 部（14 部）		
設計・建設の詳細に関する事項	6 - 3	1 部（14 部）		
水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項	6 - 4	1 部（14 部）		
維持管理性に関する事項	6 - 5	1 部（14 部）		
保全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項	6 - 6	1 部（14 部）		
基幹浄水場として求める付加機能に関する事項	6 - 7	1 部（14 部）		
その他の項目				
同種工事の施工実績に関する調書	6 - 8	1 部		
社会貢献等に関する調書	6 - 9	1 部		
提案根拠資料				
提案根拠資料のうち図面以外	7 - 1	1 部（14 部）		
提案根拠資料のうち図面	7 - 2	1 部（14 部）		

※1 必要書類が必要部数揃っていることを確認したうえで、入札参加者確認欄に○印を記入してください（市確認欄は、市が使用します）。

令和7年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

49

要求水準確認表

【記載要領】

- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
- ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
- ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
- ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含 むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
記入例	第2章 設計業務・建設業務	1 調査業務	(2)現地測量		事業者は設計・建設業務に必要な情報を得るための現地測量を必要範囲で行うこと。 ① 基準点測量 ② 平面測量 ➤ 境界杭、バルブ、電気ハンドホール、構造物等の実測 ③ レベル測量 ➤ 各施設のレベルとその他地盤面の高さ ④ 平面、縦断図及び横断図の作成	34	様式●ー● ●ページ 1－(2)		
1	第1章 総則	1 事業内容	(6)施設の立地条件	②都市計画事項等	新浄水場の都市計画等に関する事項としては、図表1－4に示す内容を満足すること。 (図表1－4は要求水準書参照)	5	／		
2				③騒音と振動に関する	特定建設作業時を除く騒音及び振動の規制基準は、図表1－5、図表1－6を満足すること。 (図表1－5、図表1－6は要求水準書参照)	6			
3			(10)事業スケジュール		本事業のスケジュールは、図表1－7を満足すること。 (図表1－7は要求水準書参照)	7			
4			(12)部分引渡し		部分引渡しの対象は、基本設計図書及び給水開始に必要な以下の施設とする。 ① 浄水場 ② 薬品注入設備 ③ 排水処理設備 ④ 送水設備 ⑤ 共通設備 基本設計図書に示す範囲内で行う。	8			
5			(13)単価合意		単価合意は、設計・建設工事請負契約書の別紙1に定める「総価契約単価合意方式及び契約変更に係る実施要領」に基づき行う。	8	／		
6			(14)留意事項		➤ 既設甲山浄水場で市が行う運転管理業務に支障がないように設計・建設業務を行うこと。	8	／		
7					➤ 事業期間の初年度は、事業予定地において関連事業の工事を行っているため、調査業務を実施する際は、関連事業と十分に調整すること。	8	／		
8					➤ 本事業で実施する既設甲山幹線圧力調整弁室の撤去については、市が実施する甲山幹線圧力調整弁室更新工事の完了を待って実施する必要があることに留意し施工計画を立案すること。	8	／		
9		2 事業の考え方			市は、新浄水場において要求する浄水水質を満足する処理性、地震等の災害時や停電等の事故時における水供給の安定性、運転・維持管理における安全性・効率性・容易性の確保とともに、施設の長寿命化や維持管理費の低減によるライフサイクルコストの低減等を求める。 そのため、事業者の技術的能力に期待して、本施設の設計・建設において官民連携手法を活用するものであり、事業者には浄水場の設計・建設に対する深い理解と十分なノウハウ及び能力を有することを求める。	9			
10		3 基本事項	(1)前提条件	①原水水質	別紙1に過去10年間（2014～2023年度）の原水水質（水質基準項目）のデータを示す。本施設の設計においては、別紙2に示す過去10年間（2014～2023年度）の原水水質（濁度、pH）及び以下に対応できるようにすること。 (濁度) 過去において最も高濁度（濁度は20度以上に設定）の継続時間が長かった2018年のデータを参考に、以下に示す運転管理が可能となるようにすること。 ・濁度1000度の高濁度状態が継続した場合にも2時間取水可能 ・濁度300度の高濁度状態が継続した場合にも24時間取水可能 ・濁度20度の濁度状態が継続した場合にも7日間取水可能 なお、上記を超える高濁度に対応する提案を行うことも可能とする。 臭気物質) 別紙1を参考に、以下に示す臭気物質濃度を同時に処理できるようにすること。 ・ジェオスミン ： 20 ng/L ・2-メチルイソボルネオール ： 10 ng/L	10			
11				②浄水及び排水処理方法	浄水処理方式については凝集沈澱・急速ろ過方式とする。排水処理方式については機械脱水方式とする。	10			
12				③水理条件	（着水井の水位） 着水井の設置場所は任意とするがH.W.L.はT.P.+47.7m以下とすること。	12			
14			(2)要求する機能	①浄水能力	（計画浄水量） 計画浄水量は60,000㎥/日であり、浄水能力（最大浄水量）は市川からの取水量（水利権水量：0.695㎥/秒）に排水処理施設からの返送水量を加えたものとする。 浄水能力（最大浄水量）＝市川の取水量（水利権水量：0.695 ㎥/秒＝60,000 ㎥/日）＋排水処理施設からの返送水量 既設甲山浄水場と同様に、排水処理施設からの排水は着水井に返送するクローズドシステムとして、できる限り損失水量を低減することとし、浄水ロス率は5％以下とする。 浄水ロス率＝1日当たり損失水量÷計画浄水量60,000㎥/日 （浄水場の安定供給） 浄水処理施設は複数系列・池で構成し、定期的な清掃、設備更新及び突発事故等において1系列・池が停止する場合においても、計画浄水量を確保できるようにすること。 想定外の事象により浄水処理が困難な事態になった場合でもバックアップ能力を確保する等、早期に復旧できる工夫を図り、危機耐性を考慮すること。	13			
15						13			
16				②浄水水質	本事業において、浄水処理施設に求める浄水水質を別紙3に示す。 なお、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に準拠した対策を行うこと。	13			
17				③耐震性能	土木構造物、建築構造物、機械・電気計装設備の建設及び設置において、図表1－11に示す耐震性能を有すること。（図表1－11は要求水準書参照）	14			
18			(3)各施設の要求水準	①共通事項					
19				構造物撤去	ア 撤去方法、撤去手順、処分方法については施工計画書に示すこと。 イ 撤去工事は周辺環境に影響を及ぼさないよう、騒音・振動・粉じん等の対策を施すこと。なおリサイクルに伴う収入については、事業者の収入とする。	15	／		
20				土木構造物	ア コンクリート構造物は十分なひび割れ対策を行い、池状コンクリート構造物は水密性を確保すること。なお、防水塗装は必須ではない。また、以下のひび割れ幅が発生した場合は補修を行うこと。 ・コンクリート構造物 0.2mm以上 ・池状コンクリート構造物 0.15mm以上	15			
21					イ 池状コンクリート構造物の側壁及び底板等に構造目地を設けないこと。	15			
22					ウ 浄水処理及び排水処理過程において、水槽部（水渠を含む）は池ごとに空水にできる構造とすること。	15			
23				建築構造物	ア 建造物の内壁については、不燃材料、防音材料等必要な機能を満足するとともに、防寒、結露等の対策を講じること。	15			
24					イ 安全性に配慮した設計とすること。	15			
25					ウ 付帯設備については、設置環境に適した材料を用いること。	15			
26					エ 設備を設置する部屋については、設備の更新スペース、点検スペースを確保するとともに、設備の搬出入口を設けること。	15			
27					オ 電力系統、計装・信号系統、屋外機器等、浄水処理に影響する施設、その他必要と考えられる設備等を含む施設には避雷針を設置すること。	15			
28					カ 各施設（土木又は建築）には、各施設の特徴、特性等を考慮し、適切な建築機械設備及び建築電気設備を設置すること。	15			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含 むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
29				機械設備	ア 別紙3に示す要求される水質基準を満たすために必要な能力を確保すること。	15			
30				ポンプ設備	イ 事故等により停止した場合、浄水場の供給量が減少するおそれがある機器については予備機を設けること。	15			
31					ウ 点検や補修等の維持管理や将来の更新を円滑に行うことができる形式・配置とすること。	15			
32					エ 一部の故障等がシステム全体に影響しないようフェールセーフ機能等の安全策を施すこと。	15			
33					ア 主要なポンプには、同じ仕様のものに対し1台以上の予備機を確保すること。	15			
34					イ 点検や補修等の維持管理や将来の更新を円滑に行うことができる配置・配管とすること。	16			
35					ウ ポンプの運転起動時や急停止時において、水撃作用のおそれがある場合、その軽減策を施すこと。	16			
36					エ ポンプの吐出管には、逆止弁と吐出弁を設けること。	16			
37					オ ポンプの吸込管は、空気溜まりが発生しない配管形態とすること。	16			
38					カ ポンプ井は、低水位でも安定した運転ができ、水流の乱れや渦巻により送水機能に影響が生じない形状とすること。	16			
39				電気計装設備	ア 受電点については電力会社と協議の上、決定すること。	16			
40					イ 受変電設備、運転操作設備、監視制御設備等を設置する部屋の大きさは、必要な更新スペース、点検スペースを想定の上設計すること。電気室は主電気室のみ、又は主電気室とローカル電気室を検討すること。非常用自家発電設備を設置する部屋の大きさは、点検スペースを想定の上設計することとし、屋内には更新スペースは不要とする。ただし非常用自家発電設備更新を想定し、近傍に仮設非常用自家発電設備を設置できるスペースを検討すること。また、受変電設備と非常用自家発電設備は維持管理に支障のない配置とすること。	16			
41					ウ 電気計装設備点検時等においても施設稼動が可能となるよう停電区分等を検討し、必要な系統化や分割化を図ること。	16			
42					エ 一部の故障等がシステム全体に影響しないようフェールセーフ機能等の安全策を施すこと。	16			
43					オ 落雷対策として耐雷トランス、SPD等を効果的に組み合わせること。	16			
44					カ 屋外盤はステンレス鋼板製とし、板厚を扉2.0mm 以上、主要部2.0mm 以上、その他1.5mm 以上とすること。また、塗装すること。	16			
45					キ 露出配管においては、屋外は厚鋼電線管、屋内は耐衝撃性硬質ビニル電線管とすること。	16			
46					ク 電気ケーブルは、維持管理が容易となるように布設すること。また、地中に埋設する場合は、難燃性波付硬質ポリエチレン管を使用すること。また、引込柱の直近や建物への導入部等は、ハンドホールを設置すること。	16			
47					ケ 流量計は、原則、電磁流量計とすること。ただし、新浄水場の入口（着水井）と出口（送水ポンプ）に設置する流量計は必ず電磁流量計とすること。	16			
48					コ 接地工事においては、接地抵抗低減材を使用しないこと。また、接地端子箱（測定用補助端子付き）を設け、測定できるようにすること。	16			
49					サ 電気室、配水コントロールセンター、中央監視室には空調設備を設置すること。	16			
50					シ 電気事業法（昭和39年法律第170号）、消防法（昭和23年法律第186号）関係書類等の必要書類の作成や電力会社及び通信会社に対する手続き事務を行うこと（市が提出する書類の補助、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）等の協議含む）。	17			
51				施設配置	ア 維持管理、災害時対応を効率的かつ安全に行うことができる施設配置とすること。	17			
52					イ 別紙5に示す施設の建設制限範囲外又は建設制限範囲内の制限高さ以下に施設を配置すること。なお、工事期間中の構造物建設に必要な仮設物については、毎年10月中は当該制限範囲の制限高さ以下に施設を配置すること。	17			
53					ウ 必要に応じて法面安定・保護対策を講じること。	17			
54				浸水対策	ア 兵庫県の「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等」における新浄水場予定地の最大浸水深に基づき浸水対策を行うこと。ただし、浸水時において、浄水処理機能に影響を与えない施設（場内道路、雨水調整池等）や浸水後に早期復旧が可能な施設については浸水対策の対象外としてもよい。	17			
55				見学施設	ア 見学者（特に子供たち）が、浄水技術や水道の仕組みを学ぶことができる場となるよう、工夫すること。なお、見学者数は1回あたり最大160名とする。	17			
56					イ 雨天時の見学対応が可能であること。なお、室内対応も可とする。	17			
57					ウ 見学者が安全かつスムーズに見学できるよう、見学者向けの案内表示（当該施設の説明を含む。）を見学者コースに隣接して設置すること。	17			
58					エ 高齢者や障害者等が安全に見学できるよう、見学時に通行・使用する箇所（見学対象施設、通路、昇降設備、階段・段差等）に滑り止めや手摺を設置すること。	17			
59					オ 見学者が危険箇所に進入しないよう、適切な防止策を講じること。	17			
60					カ 案内表示については、見学者が理解し易い内容にすること。また、設置位置や表示方法を工夫し、視認性を高めること。	17			
61					キ 浄水及び排水処理施設に関係する施設は見学の対象施設として必須とする。	17			
62				工事用仮設道路	ア 一次造成工事で整備した仮設道路を工事用として利用すること。ただし、水路整備を目的として設置した仮設道路は、工事用道路以外に使用してもよい。（参考資料7参照）	17			
63					イ 一次造成工事にて建設予定地の北面既設石積を撤去し、新たに擁壁を築造したのち仮設道路を上層路盤まで施工する予定であり、仮設道路は、本事業終了後に浄水場への大型車両による搬入、搬出車両の通行を想定しているため、アスファルトの厚さについては、10cm以上確保すること。（参考資料7参照）	17			
64					ウ 雨水排水のために必要な箇所に排水施設を設置すること。	18			
65					エ 本事業の浄水場完成地盤高と仮設道路舗装仕上がり高に段差が生じる場合は、擁壁を設置すること。なお、施工中はこの限りではない。	18			
66					オ 工事車両の出入口は参考資料16を参照すること。なお、これら以外の出入口の設置は不可とする。	18			
67				②新浄水場構造物撤去	ア 甲山幹線更新事業において新たな圧力調整弁室が建設された後、事業予定地内の既設圧力調整弁室（アスベスト及びPCBは含有していないと想定）、弁室付属配管及び甲山幹線配管を撤去すること。なお撤去対象施設は全て撤去し、残置しないこと。（参考資料11参照）	19			
68				着水井	イ 配管撤去端部は、栓止め等の地盤沈下防止処置を行うこと。	19			
69					ア 高水位（H.W.L.）は、T.P.±47.7m以下とすること。	19			
70					イ 池数は2池以上とする。なお、1池停止時においても計画浄水量が処理可能な施設とすること。	19			
71					ウ 原水（取水）流量計を設置すること。流量計にはバイパス管やバルブを設けること。ただし、バイパス管やバルブの設置については、浄水施設の運転を停止せずに継続的な運営を可能とする機能を備えた設備の技術提案があるのであれば、不要とする。	19			
72					エ 必要な越流・排水設備を設けること。	19			
73					オ 配管類（管、弁、計装品）の維持管理が容易となるように、管座を設置すること。	19			
74					カ 水質異常（毒物）を監視できるようバイオアッセイ等を設置すること。	19			
75				粉末活性炭吸着設備	ア 原水における異臭味原因物質等対応のために、最大浄水量においても要求する浄水水質を確保できる活性炭注入設備とすること。	19			
76					イ 活性炭はドライ炭を用いること。JWWA K113に適合したもの、又は水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第16号を満足したものとすること。	19			
77					ウ 活性炭の注入率は任意とするが、実験等により設定し、根拠を明確にすること。	19			
78					エ ドライ炭はジェットバック車等で受け入れるものとし、粉塵対策が施された密閉貯留槽で貯留すること。	19			
79					オ 活性炭の貯蔵庫は、計画浄水量に対して、想定する1日平均注入率から設定すること。なお、活性炭の必要貯蔵日数は1日平均注入量に対して10日分以上とすること。	19			
80					カ 活性炭の保管に際しては爆発・火災に注意し、活性炭の受け入れから溶解までの工程において粉塵対策を十分に行うこと。	19			
81					キ 活性炭注入機の目詰まりが生じ難いシステム、レイアウト及び機材を採用すること。	19			
82					ク 活性炭の貯蔵槽及び溶解槽等の残量監視やブリッジ防止対策により、円滑な自動運転が可能なシステムを構築し、無注入検知を確実にできるように対策を講じること。	19			
83				混和池、フロック形成池	ア 混和池は2池以上とし、フロック形成池は4池以上とする。ただし、保守、清掃、機器更新等の維持補修のために、いずれか1池を停止させても計画浄水量を確保できる構造とすること。	20			
84					イ それぞれの池の前段・後段に連通水路を設ける場合、保守、清掃等の維持管理が可能となるよう、各池や水路にゲートを設置するなど工夫すること。また、越流、排泥設備を設けること。	20			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含 むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
85					ウ 攪拌方法は、機械式とする。ただし、原水の水質・水温や処理流量等の変動に対して柔軟に攪拌力を確保し、浄水処理に支障をきたさない場合においては、機械式以外を可とする。また、定期的な清掃、保守点検、機器更新等が可能な構造とすること。	20			
86				凝集沈澱池	ア 池数は4池以上とする。ただし、保守、清掃、機器更新等の維持補修のために、いずれか1池を停止させても計画浄水量を確保できる構造とすること。	20			
87					イ それぞれの池の前段・後段に連通路路を設ける場合、保守、清掃等の維持管理が可能となるよう、各池や水路にゲートを設置するなど工夫すること。また、越流、排泥設備を設けること。	20			
88					ウ 排泥のため、汚泥掻寄機を設置すること。ただし、原水の水質変動に対して柔軟な排泥能力を確保し、浄水処理、排水処理に支障をきたさない場合においては、汚泥掻寄機以外の設備を可とする。また、定期的な清掃、保守点検、機器更新等が可能な構造とすること。	20			
89					エ 沈降汚泥は排泥池へ送泥すること。また、維持管理を効率的に行うことができるように管廊を整備して、排泥管や排泥弁を設置すること。	20			
90				急速ろ過池	ア 急速ろ過池は、洗浄等の日常運用とともに長期的な保守点検や事故等に備えて予備池を設ける。予備池は10池までごとに2池の割合とし、予備池停止時においても計画浄水量を処理可能とすること。	20			
91					イ 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に準拠した対策を行うこと。	20			
92					ウ 浄水場運営、維持管理のために、ろ過池の前段及び後段に流量計を設け、ろ過流量を把握できる構成とするが、ろ過池入り口流量が演算により把握できる場合、この限りではない。	20			
93					エ 管廊、越流、排水設備等を設置し、維持管理性に優れた施設とすること。	20			
94				浄水池	ア 池数は2池以上とし、全池の容量は計画浄水量の1.5時間分以上を確保すること。	20			
95					イ 必要な配管類(管、弁、計装品)及び越流・排水設備を設けること。	20			
96					ウ 場内給水は浄水池の水を利用できる設計とすること。	20			
97				凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	(共通事項) ア 浄水処理に必要な薬品の種類、注入量、注入方式、注入位置、機器仕様及び薬品の使用・保管における安全対策など具体的な内容は任意とするが、以下の要求水準を満足すること。ただし、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第16号の基準を満足する薬品を使用すること。	21			
98					(7)薬品注入設備は、処理水量に応じて、最大注入量から最小注入量まで常時安定して精度よく注入できるものとし、予備機を設けること。また、薬品注入量を計測、記録できること。 最大注入量＝計画浄水量×最大薬品注入率 最小注入量＝計画浄水量×最小薬品注入率	21			
99					(4)薬品の保管場所は換気性・耐火性・耐震性の高い屋内とし、直射日光、凍結が想定される場所を避けること。貯蔵設備や注入配管において、異なる薬品が混触しないような構造や配置とする。貯蔵設備は、薬品種別ごとに2槽以上設置すること。注入配管は、壁や床等の貫通部を少なくする等、維持管理が容易となるようにすること。	21			
100					(9)薬品の漏洩や無注入、その他の異常を自動的に検知できる機能を有すること。薬品の漏洩事故等に備えた保安用具等を整備すること。また、各注入設備の近傍に、清掃用の水栓並びに洗眼用水栓を設置すること。	21			
101					(2)薬品注入設備における防液堤を設置し、排液方法を工夫すること。また、防液堤等の薬品による劣化を防止するための措置として、必要な箇所には、耐薬品塗装等の対策を施すこと。	21			
102					(4)薬品は、市で容易に調達可能なものを選定すること。	21			
103					(4)薬品の受入れについては、タンクローリー等によって容易に受入れ可能であること。また、薬品により受入口の形状を変えるなど、混触の防止対策を講じること。	21			
104					(凝集剤関連) イ 使用する凝集剤はJWWA規格K154:2016 水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）に適合したものとする。	21			
105					ウ ポリ塩化アルミニウムの貯蔵設備は、1日平均注入量の30日分以上確保できる容量とすること。 1日平均注入量＝最大浄水量（平均浄水量）×1日平均注入率	21			
106					エ 浄水池にアルミニウム又はその化合物が漏洩、流出を抑制する対策を講じること。	21			
107					(pH調整剤関連) オ 凝集処理を適正に行うため、pH調整を目的として酸剤・アルカリ剤を注入することとし、薬品の種類は任意とする。	21			
108					カ 原水pHに対し、適切な量を自動注入できる設備を設置すること。	22			
109					キ 酸剤の貯蔵設備は、1日平均注入量の10日分以上確保できる容量とし、アルカリ剤の貯蔵設備は、同30日分以上確保できる容量とすること。	22			
110					(塩素剤関連) ク 塩素処理設備・消毒設備に使用する塩素剤は、次亜塩素酸ナトリウムとすること。	22			
111					ケ 注入場所は、前塩素（着水井）、中塩素（沈澱池流出渠）、後塩素（ろ過池流出渠）の3か所とし、混和機能が確保できる場所とすること。	22			
112					コ 注入管路は、管路内の固形物析出を想定し、更新し易い管種、配管経路とすること。	22			
113					サ 塩素剤の貯蔵設備は、1日平均注入量の15日分以上確保できる容量とすること。	22			
114					シ 塩素剤の保管にあたり、温度管理を適切に行うことができる空調設備を設けること。	22			
115				排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	ア 排水処理施設で沈降分離した上澄水は、着水井等へ返送するクロードシステムとすること。なお、上澄水の返送位置は任意とするが、原水と返送水を十分混合できる構造とすること。また、原水高濁度時においても、浄水処理機能が損なわれないようにすること。	22			
116					イ 排水池の池数は2池以上とし、1池の容量は、ろ過池洗浄排水1回分の水量以上とする。	22			
117					ウ 排泥池及び濃縮槽の池数はそれぞれ2池以上とし、1池の容量は、保守、清掃、機器更新等の維持管理のために、いずれか1池を停止させても計画排水量が処理できる容量とする。	22			
118					エ 汚泥の脱水は機械脱水方式とし、脱水機は屋内に2台以上設けること。また、脱水ケーキの含水率は70%（日々の運転の上限値）以下とすること。脱水機の運転は高濁度の取水時以外、8時～17時に行うため、それに対応した設備とすること。	22			
119					オ 汚泥処理棟における脱水機及びそれ以外の排水処理施設を運転監視・操作するための監視室を設けること。	22			
120					カ 汚泥のストックヤードは500㎡以上確保し、汚泥の運搬車両が作業できる高さに屋根を設置すること。なお、風雨対策は必要とする。	22			
121					キ 脱水ケーキを計量するため、コンベアスケール等の計量装置（商取引用の計量証明は不要）を設置すること。	22			
					ク 汚泥濃縮や脱水において、有機高分子凝集剤の使用は不可とする。	22			
122				送水ポンプ設備	ア 甲山低区配水池への送水にあたり、予備機を除いて16時間で少なくとも60,000m3を送水できるポンプ設備を設置すること。なお、送水ポンプの能力及び台数は任意とする。	23			
123				電気計装設備	(受変電設備) ア 受電方式は6.6kV高圧1回線受電方式とすること。	23			
124					イ 引込柱以降は、原則、地中配線とすること。また、将来の更新に備え、予備配管を設置すること。	23			
125					ウ 変圧器はモールド式とし、動力変圧器、建築動力変圧器、建築照明変圧器を設置すること。	23			
126					エ 高圧遮断器の形式を真空遮断器（VCB）とすること。	23			
127					オ 受電点での力率は95%以上とすること。力率改善コンデンサを設置する場合は、自動力率調整装置を設置すること。	23			
128					カ 非常用自家発電設備の対象負荷に進相コンデンサを設置し、発電機が進相運転となるおそれがある場合は、自動的にコンデンサを切り離せるようにすること。	23			
129					(非常用自家発電設備) キ 新浄水場の運転に必要な設備、建築設備、直流電源装置、無停電電源装置等を対象として、発電機容量を求めること。	23			
130					ク 非常用自家発電設備は計画浄水量を供給できるものとする。	23			
131					ケ 非常用自家発電設備は、72時間以上の連続運転が可能なものとし、燃料（軽油）の備蓄は72時間分以上とすること。原動機はガスタービンまたはディーゼルとすること。	23			
132					(運転操作設備) コ 負荷のシーケンス制御方式は、負荷の種類に応じて、リレー方式、PLC方式を使い分けること。また、基幹設備の負荷の回路は二重化すること。	23			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
133					(監視制御設備) サ LCD監視制御装置は危険分散及び使用用途を考慮して、中央監視室に同じ機能のものを3台以上設置すること。	23			
134					また、管理棟の事務室（事務室1と事務室2）に各1台LCD監視装置を設置すること。	23			
135					シ 監視制御方式は集中監視・分散制御システムとし、システム形態は水平分散システムとすること。	23			
					ス 監視制御装置（CPU、電源部、制御LAN、サーバー）は二重化システムとすること。	23			
136					セ 監視制御を行うためのプラント監視制御、帳票管理、データ蓄積、トレンド監視、状態・故障履歴などの機能を有すること。データの蓄積期間は3年とする。なお、データはデータサーバーを設置し蓄積すること。また、データ消失に備え、二重化すること。	23			
					ソ 中央監視設備専用の無停電電源装置を設置すること。容量は30分以上とする。	24			
137					タ 帳票管理用プリンタを設置すること。	24			
138					チ 既設甲山浄水場の取水口、沈砂池、導水ポンプ（仮設）、甲山低区配水池（第1配水池、第2配水池（流量計室含む））、甲山高区配水池送水ポンプ室、甲山高区配水池、圧力調整弁室と必要な項目の信号の送受信をIP-VPN方式により行い、これらの施設を新浄水場で監視制御できるようにすること。	24			
139					ツ 別途工事により保城浄水場において整備される配水コントロールシステムを本事業完了後に移設する予定であるため、管理棟の操作室の大きさ、レイアウトはそれらを踏まえて検討すること。（別紙8参照）	24			
140									
141					テ 保城浄水場、兵庫県企業庁の船津浄水場と必要な項目の信号の送受信をIP-VPN方式でできるようにすること。異なるメーカー、異なる機種間の接続が行えるようにすること。なお、新浄水場建設に伴い必要となる保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造も実施すること。（別紙8参照）	24			
					(計装設備)				
142					ト 新浄水場設備の自動運転・制御に必要な計測項目等の連続監視を行うために計装設備を設置すること。計装項目は流量、水位、水圧、水質等とし、原水、処理水、浄水等の設備ごとに適切な場所で計測とすること。基幹設備の監視及び制御などに使用する機器については二重化すること。その際、異なる機種の組み合わせを検討すること。	24			
143					ナ 計装設備は避雷器等の保護装置により安全対策を講じること。	24			
144				管理棟	ア 管理棟の階数は2階以上とすること。	24			
145					イ 施設見学に対応して、見学者用会議室の配置や見学者の動線を設定するとともに見学者の安全性を確保する建物とすること。	24			
146					ウ 車椅子を利用した見学者等が管理棟の見学者ルート最上階から浄水処理施設等を見た場合においても、施設の外観が見えるように工夫すること。	24			
147					エ 部屋の詳細については別紙6に示す事項を満たすこと。なお、備品はすべて新品とすること。	24			
148					オ 管理棟には以下に示す建築付帯設備を設置すること。ただし、排煙設備、消防設備等で、法的に設置が義務付けられていないものについては任意とする。	24			
149					(7)建築機械設備 空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備	24			
					(4)昇降機設備 昇降機の停止階は1階から屋上までの全フロア（地下階を設ける場合は地下階を含む）とし、見学者用（車椅子兼用）と職員用（人荷用）に各1基を設置すること。なお、見学者の安全な動線を確保できる場合は、共用で1基設置とすることを可とする。なお、昇降機の乗車定員は9人以上、積載荷重は600kg以上とすること。	24			
150					(9)建築電気設備 電灯設備、動力設備、電熱設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備				
151					なお、防犯・入退室管理設備は水質検査室、中央監視室、配水コントロールセンターを対象として、暗証番号式、カード式、カメラ式の中から選定すること。	25			
152					カ 上記以外に必要な建築付帯設備は適切に設置すること。	25			
153				屋内配管	ア 対象配管の流量や用途に応じて、適切な口径及び管種を選定すること。	25			
154					イ 不平均力等に耐えうる管防護を施すこと。	25			
155					ウ 分割した構造の躯体の境界部には、可とう管類を設置すること。可とう管類は配管材と同じ材質のものとすること。	25			
156					エ 異種金属のフランジ接合部及び同種金属であっても電位の異なるフランジ接合部には絶縁対策を施すこと。	25			
157					オ 躯体貫通部における止水（地下水及び槽内水の止水）処理を行うこと。	25			
158					カ 流量計を設ける場合はバイパス管を設けること（複数系列において、対象系列を停止させて計画浄水量を供給できる場合にはバイパス管は不要）。	25			
159					キ 流量計の取付け取外しのためルーズフランジ等を設置すること。	25			
160					ク 工事後に洗管を行うことができるようにドレン管、空気弁を設置すること。	25			
161					ケ 冬期において凍結のおそれがある配管については凍結防止対策を施すこと。	25			
162				屋内バルブ・ゲート設備	ア 流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、バルブを適所に設置すること。水没型の採用については、維持管理上問題がない場合に限り、使用を可とする。	25			
163					イ 更新時の脱着が容易にできること。	25			
164					ウ 浄水処理、排水処理に係る主配管に設置する仕切弁は、外ねじ式ソフトシール弁（400A未満）を採用すること。	25			
165					エ バタフライ弁を採用する場合は、ゴム弁座の交換が容易な形式を採用し、フランジレス型、短面間型は認めない。ただし、薬品、その他小口径（75A未満）の付帯配管に設置されるものはこの限りではない。	25			
166					オ バルブの開閉方向については、右回り閉め・左回り開きとし、主要なバルブには開度計を設けること。	25			
167					カ 維持管理の向上を目的とし、浄水処理、排水処理に係る主配管に設置するバルブ（工場で製作される水処理プラント設備に内装されるバルブ以外）は、原則、製作メーカーを統一すること。ただし、薬品、小口径（75A未満相当）の付帯配管に設置されるものはこの限りではない。	26			
168					キ 冬期において凍結のおそれがあるバルブについては、凍結防止のための措置を講じること。	26			
169				場内配管	ア 対象配管の流量に応じて適切な口径を選定すること。	26			
170					イ 場内の配管には耐震管を使用し、管種はダクタイル鋳鉄管とすること。なお、配管スペースが狭小な場所ではステンレス管やその他の管種を使用することを認める。	26			
171					ウ ダクタイル鋳鉄管の内面塗装はJWWA G112（内面エポキシ樹脂粉体塗装）、外面塗装はJWWA G113、G114、G120、G121（水道用ダクタイル鋳鉄管、同異形管、水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、同異形管）とすること。	26			
					エ 地震時に損傷した場合、浄水場の供給能力（排水処理能力を除く）が減少しないように管路を複数化して能力を分散する（着水井に到る導水管及び浄水池からの送水管を除く）とともに、応急復旧が困難にならないような布設位置深さとすること。なお、浄水処理施設の流入部あるいは流出部の管路が複数の場合、1本の管路が停止する場合においても、他の管路により計画浄水量を確保し、着水井以降の連絡配管を全て複数化するというではない。	26			
172					オ 埋設管については、ポリエチレンスリーブを装着し、管理設表示テープ及び表示杭・鋺を設置し、舗装面に管路機能・位置、水流方向を明示すること。	26			
173					カ 不平均力等に耐えうる管防護（コンクリート防護、ライナー等）を施すこと。	26			
174					キ 躯体との境界部には、可とう性を有する管路を設置すること（本管と異なる材質のもの及び2つの継ぎ輪を使用して可とう管の代替には不可）。	26			
175					ク 異種金属のフランジ接合部には絶縁対策を施すこと。	26			
176					ケ 流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、バルブを適所に設置すること。	26			
177					コ バルブは制御する水量、水圧等を検討し、適切な規格（JWWA）を選定すること。	26			
178					サ 埋設バルブは、バルブの大きさ、形状に合った弁室等を設置すること。	26			
179					シ 埋設バルブの開閉方向については、左回り閉め・右回り開きとすること。	26			
180					ス 工事後に洗管等を行うことができるように、排水設備、空気弁を適切に設置すること。	26			
181					セ 流量計を設ける場合は必ずバイパス管を設けること。	27			
182					ソ 流量計の取り外しのため、ルーズフランジ等を設置すること。	27			
183					タ 冬期において凍結のおそれがある配管については凍結防止対策を施すこと。	27			
184					チ 土中埋設部の管路はフランジ継手を認めない。	27			
185						27			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含 むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
186				門扉・フェ ンス等	ツ 浄水池からの送水管φ700と旧御蔭隧道配水池送水管φ700を接続する管路を整備すること。なお、旧御蔭隧道配水池へ接続する管路については、浄水池からの送水管φ700に近い位置にバルブを設置すること。（別紙9参照）	27			
187					ア 浄水場の出入口には人退者管理が可能な設備を設置すること。	27			
188					イ 主門扉の開閉方式は電動門扉とし、中央監視室より遠隔で開閉できるものとする。なお主門扉以外の門扉の開閉方式は事業者提案とする。また、主門柱にはインターフォンを設置すること。	27			
189					ウ 正門には看板（銘板）を設置すること。	27			
190					エ 浄水場の外周にフェンス（周辺に民家がある区間は目隠しフェンス）を設置すること。なお、フェンスは高さ1.8m以上とし、忍び返しを設置すること。（有刺鉄線は不可とする。）	27			
191					オ ITV監視設備（録画装置を含む）を設置すること。設置対象は以下のとおりとし、中央監視室から場内が常時監視・制御できるようにすること。なお、WEBカメラは不可とする。 （ITV設置対象場所は要求水準書参照）	27			
192					カ 既設甲山浄水場の沈砂池・取水口・仮設導水ポンプが新浄水場中央監視室において常時監視・制御できるようITV（200万画素以上）を設置すること。なお、これらの場所の既設ITV（3台）は撤去すること。	27			
193					キ 夜間の維持管理に支障のないよう外灯を設置すること。	27			
194				応急給水設 備等、雨水 調整池、場 内道路、植 栽等	ア 給水車（3t車）、資材運搬車（2t車）等50台が駐車可能な広さの駐車場を設けること。なお、車両50台の内訳は指定しないものとするが、給水活動に支障をきたさない配置とすること。また、別に公用車及び職員用車両20台が駐車可能な専用駐車場を設けること。	28			
195					イ 駐車場にはアとは別に応急給水活動用地を確保し、応急給水設備を設置すること。応急給水設備は給水車用給水栓を5基設置し、給水車5台が同時に給水を行うことができるような配置とすること。	28			
196					ウ 応急給水設備に給水する管路は、浄水池からの送水管及び甲山幹線からの分岐管（φ150）と接続すること。ただし、浄水池からの送水管の分岐箇所にはバルブを設置すること。（別紙9参照）	28			
197					エ 総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）に準拠し、容量550m3の雨水調整池を設置すること。関係機関との協議により、容量が変更となる場合は設計変更を行う。	28			
198					オ 雨水排水のために必要な箇所に側溝を設置すること。	28			
199					カ 排水先は周辺水路とし、排水施設は排水が周辺水路に影響を及ぼさない構造とすること。	28			
200					キ 場内道路はアスファルト舗装とすること。なお、アスファルトの厚さについては、大型車両等が通行する部分は10cm以上を確保するなど、必要な厚さを検討すること。	28			
201					ク 場内の空地は緑化し、周辺に民家がある場所には緩衝緑地帯を設けること。	28			
202					ケ 散水栓を適宜設置すること。	28			
203		仕 法 4 様 令 書 等 遵 守 及 守 び す べ き 関 係 等	(1) 遵守す べき関係法 令等		事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。また、本事業の遂行に必要となる許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。なお、市の所掌として認可変更等の業務を行う必要が生じた場合、事業者は市の書類作成等に協力すること。 本事業に関係する各種法令等は以下のとおりである。 （法令等は要求水準書参照）	30			
204			(2) 適用す る仕様書等		本事業に適用する仕様書等は以下のとおりであり、仕様書等は事業提案書の受付締切日の30日前における最新版を適用する。なお、仕様書等に定めのない事項については市の確認を要する。 （適用する仕様書等は要求水準書参照）	32			
205	第 2 章 設 計 ・ 建 設 業 務	1 節 調 査 業 務	(1) 調査計 画書の提出		事業者は、以下の(2)～(6)に示す調査に関して、契約締結後30日以内に調査全体の計画を示す調査計画書を提出し、市の確認を得ること。また事業者は各調査に着手するときは、当該調査着手前までにその詳細内容を示す計画書を作成し、市の確認を得ること。	34			
206			(2) 現地測 量		事業者は設計・建設業務に必要な情報を得るための現地測量を必要な範囲で行うこと。 ①基準点測量 ②平面測量 ➤ 境界杭、バルブ、電気ハンドホール、構造物等の実測 ③レベル測量 ➤ 各施設のレベルとその他地盤面の高さ ④平面、縦断図及び横断図の作成	34			
207			(3) 地下埋 設物調査		設計・建設業務に必要な地下埋設物の情報を得るため、地下埋設物の位置等について事前に資料調査を行うとともに、必要に応じて、各地下埋設物の管理者と立会確認を行うこと。	34			
208			(4) 地質調 査		ボーリング調査、原位置試験、室内土質試験等、基本設計及び詳細設計に必要な地質調査を行うこと。	34			
209			(5) 雨水・ 汚水の調査		事業予定地内の雨水・汚水の経路について調査を行うものとし、各種許可申請上必要な調査を行うこと。	34			
210			(6) 周辺影 響調査		上記のほか、必要に応じて、以下の調査を行うこと。なお、調査方法や時期は適切に決定すること。 ➤ 電波障害調査 ➤ 生活環境影響調査（産業廃棄物処理施設設置許可申請に必要な調査を行うこと。） ➤ 騒音・振動調査 ➤ 臭気調査 ➤ 車両交通調査 ➤ 周辺通行者状況調査 ➤ 家屋調査 ➤ 遺跡・文化財調査 ➤ 上記のほか、本事業に関連して必要な調査	34			
211			(7) 調査結 果報告書の 提出		調査の成果は調査結果報告書として取りまとめ、各調査完了後10日以内に提出すること。 なお、調査により周辺環境や本施設の設計・建設に影響を及ぼすことが判明した場合は適切な対策を講じること。	35			
212			(8) 調査実 施にあたっ ての留意事 項		事業者は調査の実施に当たり、以下の事項に留意する。 ➤ 法的に必要な有資格者及び業務に必要な能力・経験を有する人員を適切に配置すること。 ➤ 事業者は、周辺住民等の理解と協力を得て調査の円滑な実施を図ること。 ➤ 提供する既存図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際は留意すること。 ➤ 調査業務期間中、関連事業である「一次造成工事」及び「導水管布設（その2）工事」が事業予定地において施工中である。事業者は、調査計画書を提出し、市の確認後、「一次造成工事」にて開催する工程調整会議に出席し、関連事業と調整すること。工程調整会議にて十分な調整を行い調査業務が円滑に進むよう、互いに協力すること。	35			
213		2 節 設 計 業 務			本業務は、本施設の設計に関する業務であり、以下の業務を実施するものとする。 なお、設計・建設に際して必要な申請書類の作成も本業務に含まれる。	36			
214			(1) 設計業 務計画書の 提出		事業者は、以下の(2)～(6)に示す設計業務に関して、設計業務計画書を市に提出して、その確認を得ること。	36			
215			(2) 基本設 計及び詳細 設計		新浄水場は限られた期間内に設計・建設する必要があるため、期間内に竣工できるように、基本設計及び詳細設計を行うこと。なお、施工計画は工事用仮設道路を利用したものとする。	36			
216				①基本設計	令和7年度中に事業提案内容を具現化した基本設計図、基本設計検討書等、基本設計に関する資料の作成を行うこと。	36			
217				②詳細設計	基本設計図書等に基づき、令和8年度から詳細設計図、詳細設計計画書等、その他詳細設計に関する資料の作成を行うこと。	36			
218			(3) 設計検 査	①基本設計 検査	基本設計検査は基本設計の完了時（令和8年3月）に行う。事業者は、作成した基本設計図、基本設計検討書等及びその他基本設計に関する資料について、市の出来高検査を受けること。	36			
219				②詳細設計 検査等	詳細設計検査は詳細設計の完了時（令和13年3月）に行う。なお先行工事の詳細設計が終了した時点及び先行工事以外の工事の詳細設計が終了した時点で各々の工事を着手するに当たり設計内容の検査を行う。事業者は、作成した詳細設計図、詳細設計計画書等及び詳細設計に関する資料について、市の完了検査又は検査を受けること。	36			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含 むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務	
								設計業務	建設業務
220			(4)設計図書の提出		事業者は、基本設計及び詳細設計業務に関して、次の図書一式を設計図書として提出すること。 (基本設計図書及び詳細設計図書の内容は要求水準書参照)	36			
221			(5)本業務にあたっての留意事項		事業者は、基本設計図書及び詳細設計図書について照査を行った上で要求性能確認報告書を作成すること。	38			
222					本業務の技術者は、法的に必要な資格者及び業務に必要な能力・経験を有する人員を適切に配置すること。	38			
223			(6)各種申請等の業務		事業者は設計業務に伴う各種申請等の業務を行うこと。	38			
224		3 建設業務			事業者は、各種関連法令、各種指針を遵守し、先行工事及び先行工事以外の工事について、市による設計内容の確認を得て単価合意を行った上で建設に着手する。	39			
225			(1)建設工事の工程について		新浄水場の建設工事の着手までに、関連事業である「一次造成工事」、「導水管布設工事」及び「導水管布設（その2）工事」が完了する予定である。また本事業による新浄水場の総合試運転の開始までに、関連事業である「既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事」、「甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事」及び「甲山低区配水池送水管布設工事」並びに「甲山幹線圧力調整弁室更新工事」が完了するため、総合試運転は関連事業で整備した施設及び管路を使用して行う。 一方、関連事業のうち、「既設甲山浄水場沈砂池外更新工事」（導水ポンプの移設工事を含む）は、供用開始以降に実施する。 市が実施する関連事業の遅延により、本事業が遅延する場合、当該リスクは市が負うものとする。 なお先行工事については、令和8年度中に着工すること。	39			
226			(2)工事全般		➤ 本事業においては建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者を補佐する者の配置は認めない。また、構成員の一角が複数の分担工事を兼ねる場合において、同一の監理技術者を各々の分担工事に配置することは認めない。	39			
227					➤ 監理技術者については、各々の分担工事の施工開始前までの専任は要しない。	39			
228					➤ 監理技術者は、「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和6年国不建第290号）二―二 監理技術者の設置（4）監理技術者等の途中交代」の要件に該当する場合、途中交代を認める。また、上記マニュアルの「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）監理技術者等の専任期間」の要件に該当する場合、工場製作のみが行われている期間等については監理技術者の工事現場への専任は要しない。	39			
229					➤ 事業者は、周辺住民等の理解と協力を得て工事の円滑な実施を図ること。	39			
230					➤ 事業者は、工事関係者及び第三者の安全確保と環境対策に留意して工事を進めること。	39			
231					➤ 使用材料は、新品に限る。ただし、仮設構造物についてはこの限りではない。	39			
232					➤ 造成、埋め戻しに再生砕石を使用せず、切込砕石を使用すること。	39			
233					➤ 他工事で発生した残土を流用する場合は、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条で規定する特定有害物質（26物質）が土壌溶出量基準や土壌含有量基準の基準値内であることを指定調査機関にて調査を行い、報告書を提出し、市の承諾を得ること。	39			
234					➤ 本事業に伴い発生する建設発生土は指定処分とする。事業者は、兵庫県登録施設から搬出先施設を選定のうえ、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書と合わせて、市に提出すること。また再生資源利用促進計画は事業予定地の公衆が見やすい場所に掲げること。	39			
235					➤ 池状コンクリート構造物は、コンクリート打設後、防水材の被覆を施さない状態で水張試験を行うこと。水張試験により漏水箇所が判明した場合は、補修方法の検討書を作成し、市と協議を行い、承諾を得た上で補修を行うこと。	40			
236					➤ 工事の際に施設を損傷した場合は事業者の責任により現状復旧を行うこと。	40			
237					➤ 電気主任技術者は、事業者が建設中の必要な時期に選任し、対象設備の完成引渡しまで業務に従事するものとする。	40			
238					➤ 本事業の期間中は市が実施する関連事業も建設を進めているため、双方の建設が計画的に進捗できるように必要に応じて、工事調整等を行うこと。	40			
239					➤ 事業期間中において、市が支給材料及び貸与品を設定した場合は、設計・建設工事請負契約書の第18条に基づき、対応するものとする。	40			
240		(3) 不可抗力による損害	①工事災害の報告		事業者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、直ちに損害発生通知書を現場代理人を通じて、市に通知すること。	40			
241			②不可抗力に該当する基準		不可抗力に該当する各災害の基準は、以下に掲げるものとする。 ア 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合 イ 降雨に起因する場合 以下のいずれかに該当する場合とする。 ・24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ・1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ・連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 ウ 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合 エ 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん蓋注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合 オ 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合	40			
242			③対応方法		不可抗力については、設計・建設工事請負契約書第62条に基づき、対応するものとする。	41			
243		(4)周辺住民への配慮			➤ 事業者は、本施設の工事期間中に想定される工事車両による搬出入等、周辺環境に与える影響を想定し、対策を講じること。特に、新浄水場の周辺道路は通学路となっているため、工事車両の搬出入の際は十分注意すること。	41			
244					➤ 事業者は本事業に関して市が行う周辺住民説明会や現場説明会及び関係機関への説明等において資料作成や出席及び説明の補助等を行うこと。なお、周辺住民説明会は事業期間中に3回以上を予定している。	41			
245					➤ 事業者は、事業予定地での関連事業の工事完了後より、事業予定地の管理を行うこと。ただし、草刈りについては令和8年度以降、市が指示した時期に年間3回以上行うこと。	41			
246	(5)総合試運転業務				総合試運転は、給水開始に向けて、浄水場全体の機能を総合的に確認するために行うものであり、事業者は実負荷運転により、以下の要領で実施すること。	41			
247					➤ 総合試運転の要領を記載した「総合試運転計画書」及び「運転管理マニュアル(案)」等を作成すること。	41			
248					➤ 事業者は、給水開始前の6か月間（令和12年10月から令和13年3月までを予定）における総合試運転期間において、市職員に対し、新浄水場の施設の運転方法や保守点検作業、機器の特性等について、上記の計画書・マニュアル(案)等を基に現場での説明を行う。	41			
249					➤ 総合試運転に要するユーティリティ（電力、通信、ガス、水道、薬品、その他の消耗品等）は、事業者において調達する。ただし、水張試験及び総合試運転に使用する原水は、市が供給するが、水道水（浄水）を必要とする場合は有償とし、供給量や供給できる時間帯は協議により決定する。	41			
250					➤ 総合試運転に利用可能な原水量は最大15,000m ³ /日（0.1736m ³ /秒）とする。	41			
251					➤ 総合試運転に際して発生する排水及び汚泥は、事業者において処理及び処分するものとする。ただし、排水については、既設甲山浄水場の施設を使用するなど、市は既存の浄水処理に影響を与えない範囲で協力する。	41			
252					➤ 総合試運転時において、送水ポンプ機能の確認に合わせて、発生した浄水は関連事業にて整備する甲山低区配水池送水管を利用して送水し、甲山低区第1配水池及び甲山低区第2配水池の下にある応急給水場付近（参考資料8参照）の水路に排水すること。また、浄水機能及び排水機能の確認で発生した浄水及び排水は周辺水路（参考資料17参照）に排水すること。ただし、周辺環境等を勘定し、中和対策等の適切な処理を行うこと。	41			
253					➤ 総合試運転時の排水は雨水調整池等の利用も可とする。放流先の許容放水量等については関係機関等との協議により決定する。	42			

- 【記載要領】
- ・適合又は順守しているかの判定は、入札説明書等に関する質問書への回答内容も理解した上で、記載すること。
 - ・参照箇所欄に「／」が記載しているセルは、記載しなくてもよい。
 - ・要求水準を満足していることを具体的に確認できる、事業提案書（添付資料等を含む。）における参照箇所を明記すること。
 - ・上記について、事業提案書の提出段階において参照する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「対応業務」欄に記載すること。ここでいう理由としては、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、設計業務において明確とする」、「提案内容に当該要求内容を含むものがないため、建設業務において明確とする」等を記載すること。

No.	章	節	項	小項目	要 求 内 容	頁	参照箇所	対応業務
								設計業務・建設業務
254					➤ 総合試運転期間中、施設・設備の故障、不具合等が発生した場合、事業者は原因の調査を行い、対応策を検討して報告し、市の承諾を得た上で、対応策を実施する。	42		
255					➤ 事業者は総合試運転開始後、浄水処理施設等の稼動が安定し、要求水準書に規定する要求事項に適合し、要求する性能を達成することを確認できたときは、その旨を市に書面で報告する。	42		
256					➤ 事業者は、総合試運転期間において市職員に対し、本事業で整備した施設・設備を対象に運転・維持管理方法について基礎的指導を行う。	42		
257					➤ 事業者は、総合試運転終了後、総合試運転報告書を作成すること。	42		
258			(6) 出来高検査及び完成検査	① 出来高検査	建設業務の出来高検査は以下の段階で行う。事業者は、出来高検査に必要な書類を作成すること。 ・ 工事における各年度の部分払 ・ 給水開始に必要なとなる施設の部分引渡し	42		
259				② 完成検査	完成検査は、工事が完了し事業者から工事完了届の提出があったときに行う。 事業者は、完成検査に必要な書類を作成すること。なお、詳細は、市の指示に従うこと。	42		
260			(7) 完成図書及び各種申請図書の提出		事業者は、完成図書及び各種申請図書を提出すること。	42		
261			(8) 市が行う各種申請等の支援		事業者は市が行う認可変更、補助申請等の各種申請における添付資料等の作成の支援を行うこと。	42		
262			(9) 工事期間中の対応		➤ 建設事務所及び資材置き場は、事業者において設けること。 ただし、下記の用地については、無償にて、現場事務所及び資材置き場として利用することは可能である。概要の位置図は参考資料12を参照すること。 ・ 姫路市豊富町甲丘二丁目3番の一部及び豊富町甲丘二丁目4番1（約2,700㎡） ・ 姫路市豊富町甲丘二丁目16番の一部（約1,400㎡）	43		
263					➤ 工事に必要となる電力、通信、ガス、水道等は、事業者が調達し管理を行うこと。	43		
264					➤ 工事期間中の汚水及び雑排水は、事業者において適正に処理すること。	43		
265					事業者は、要求水準書に記載された各施設・設備の要求水準を確保するため、以下に示す業務を計画的かつ適切に実施すること。	44		
266		設計・建設に関連する業務	(1) 事業者グループ内の調整業務		事業者が複数の構成員により組成される場合、代表企業は構成員間の業務を調整することとし、構成員の業務実施状況を一元的に把握し、全体工程の管理や事業者間の役割分担等の調整を行うこと。	44		
267			(2) 市との調整業務		代表企業は設計業務及び建設業務を計画的に行うため、市と以下に示す調整を行うこと。	44		
268					➤ 事業者は市が実施する工事監理業務に対して、必要な書類を提出し協力すること。	44		
269					➤ 市と事業者は定期的にモニタリング会議を実施し、セルフモニタリング報告書等により事業の進捗状況並びに設計業務及び建設業務が要求水準書及び事業提案書に定める要求水準に適合していることを報告すること。	44		
270					➤ モニタリング会議における市の意見や要望等を踏まえ、業務の見直し等について市と事業者の協議の上決定すること。	44		
271			(3) セルフモニタリング業務		セルフモニタリングの目的は、事業者が要求水準書及び事業提案書に規定された性能項目の履行状況を確認し、契約内容を満足しているかを自ら監視するものである。	44		
272					①セルフモニタリング計画 事業者は、自らが行う設計業務及び建設業務の実施状況を整理して、継続的な業務改善を進めるセルフモニタリング業務を実施すること。 事業者は、本事業におけるセルフモニタリングの実施体制、実施項目・内容、実施手順、実施頻度及び実施結果の活用方法等を記載したセルフモニタリング計画書を設計業務と建設業務に分け、以下の点に留意して作成し、市に提出するものとする。 ア 設計業務 ・ 要求水準書及び事業提案書に規定された各項目について、具体的な性能基準や仕様等を体系的に整理すること。 ・ 具体的な性能基準や仕様等が要求水準等を満足すると考える根拠について、必要に応じて記載すること。 ・ 要求水準書及び事業提案書で示す、前提条件に関連する遵守すべき法令及び基準等から本事業に関わる各項目を体系的に整理すること。 イ 建設業務 ・ 本事業完了後において契約不適合の発見が困難かつ構造上重要な事項（躯体状況等）について整理すること。 ・ 契約不適合があった場合の影響が大きい事項（主要な機械設備及び電気計装設備の出荷検査等）について整理すること。 ・ 施設の安全性に直接関わる事項（建築構造物の天井の振れ止め等）について整理すること。	44		
273					セルフモニタリングの詳細な内容については事業者提案とするが、市は必要に応じて、セルフモニタリング計画書の実施項目・内容等の追加指示ができるものとする。 なお、セルフモニタリング計画書の提出時期は以下に掲げるとおりとする。 ➤ 設計業務：契約締結後30日以内 ➤ 建設業務：先行工事の工事着手届提出から7日以内	45		
274					②セルフモニタリング報告等 モニタリング計画書に従って設計業務及び建設業務のセルフモニタリングを行い、その結果をセルフモニタリング報告書として作成し、市に提出すること。 セルフモニタリング確認表の構成等は任意とするが、参考表を図表2－1に示す。 事業者は市から要請があれば、各施設・設備について建設前・建設中・建設後の状況説明を行うこと。 また、市は適宜工事現場における建設状況について確認を行うことができるものとする。 セルフモニタリング結果を取りまとめた報告書の提出時期は以下に掲げるとおりとする。なお、定期的なモニタリング会議では、その時までに実施したセルフモニタリング結果を整理し、報告すること。 ➤ 部分引渡し・部分払・完了時：検査の30日前まで （図表2－1は要求水準書参照）	45		
275			(4) 施設台帳システムの入力支援		事業者は本施設を対象として、姫路市水道施設台帳システム※1※2へのデータ入力用資料（エクセルにて作成）を作成すること。 ※1 データ入力用資料のフォーマットは以下のとおりとする。 ・ 機器データ等：エクセルファイル ・ C A Dデータ：D X F ・ ポイントデータ：shape データ ※2 機器は原則、全て入力するものとするが、口径20mm未満の手动弁等、使用用途が運転以外のものについてはこの限りではない。	47		
276			(5) 保全管理計画、マニュアル等作成業務		事業者は総合試運転の実施にあたり、表及び図等を用いて視覚的にわかりやすい保全管理や運転管理に係る計画及びマニュアルを作成し、市の承諾を得ること。事業者が作成する計画及びマニュアルの一覧を図表2－2及び図表2－3に示す。市は本事業に伴い作成された計画及びマニュアルを使用し、新浄水場の運転管理を実施する。 （図表2－2及び図表2－3は要求水準書参照）	47		

5 事業提案に関する提出書類 (提案概要書)

受付番号：

(様式 5 - 1)

提案概要書

提案の概要について要点をとりまとめてください。

※1 A 4 版 6 ページ以内（なお、A 3 版で作成する場合、A 3 版の 1 ページは A 4 版 2 ページ分に換算すること）で具体的に記述してください。

/

6 事業提案に関する提出書類 (事業提案書)

1. 水処理機能に関する事項

本事業で採用する浄水及び排水処理プロセス全体の考え方について、以下の観点を含めて記載してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

1－1 浄水水質・浄水量確保のための処理フロー及び水質管理方法に関する提案

1－2 濁度変動への対応に関する提案

1－3 臭気物質、pH の原水水質の変動や油の流入への対応に関する提案

【提案根拠資料】

・(資料名を記入)

※1 A 4 版 11 ページ以内で具体的に記述してください。

2. 平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項

本事業で整備する対象施設の安定性を確保するための基本的な考え方について、以下の観点を中心に記載してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

2－1 平常時に安定供給するための施設等に関する提案

2－2 非常時の耐性（危機耐性を含む）、非常時からの早期復旧に関する提案

【提案根拠資料】

・（資料名を記入）

※1 A 4 版 6 ページ以内で具体的に記述してください。

3. 設計・建設の詳細に関する事項

本事業で整備する対象施設に関する設計上の考え方について、以下の観点を含めて記述してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

3－1 本施設の土木構造物の設計・建設に対する提案

3－2 本施設の建築構造物の設計・建設に対する提案

3－3 本施設の機械設備の設計・建設に対する提案

3－4 本施設の電気計装設備の設計・建設に対する提案

3－5 調査業務や本施設の設計全般に対する提案

【提案根拠資料】

・(資料名を記入)

※1 A 4 版 9 ページ以内で具体的に記述してください。

受付番号：

(様式 6－4)

4. 水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項

本事業で整備する対象施設（管路整備も含む）に関する施工計画の考え方について、以下の観点を含めて記述してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

4－1 品質管理に関する提案

4－2 工程管理に関する提案

4－3 総合試運転に関する提案

【提案根拠資料】

・（資料名を記入）

※1 A 4 版 7 ページ以内で具体的に記述してください。

受付番号：

(様式 6－5)

5. 維持管理性に関する事項

維持管理性への配慮として、以下の観点を含めて記述してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

5－1 ライフサイクルコストの低減に資する提案

5－2 維持管理、将来の更新に関する提案

【提案根拠資料】

・(資料名を記入)

※1 A 4 版 6 ページ以内で具体的に記述してください。

/

受付番号：

(様式 6－6)

6. 保全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項

保全管理計画、マニュアル等作成業務に関して、以下の観点を含めて記述してください。
また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

6－1 定期点検マニュアル、日常点検マニュアルの内容に関する提案

6－2 運転管理マニュアル、非常時対応マニュアルの内容に関する提案

【提案根拠資料】

・(資料名を記入)

※1 A 4 版 6 ページ以内で具体的に記述してください。

/

受付番号：

(様式 6－7)

7. 基幹浄水場として求める付加機能に関する事項

基幹浄水場として求める付加機能に関して、以下の観点を含めて記述してください。また、提案根拠資料は様式 7－1 又は様式 7－2 に添付してください。

7－1 災害対応拠点としての提案

7－2 見学者対応施設としての提案

7－3 環境負荷の低減に資する提案

7－4 新技術の導入に関する提案

【提案根拠資料】

・(資料名を記入)

※1 A 4 版 8 ページ以内で具体的に記述してください。

/

同種工事の施工実績に関する調書

法人名又は屋号	
建設業務名称等	(工事名) (施設所在地) (発注者) (業務期間) (請負金額) (出資割合又は分担工事額)
建設概要等	(施設能力) (処理方式) (業務内容)

- ※1 同種工事とは、公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和 5 年 8 月 21 日施行）第 3 条第 10 号に掲げる機関をいう。）が発注した平成 15 年度（2003 年度）以降に完了した実績で、公称能力 10,000m³/日以上の水浄能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする建設実績（「水道施設工事」、「土木一式工事」又は「機械器具設置工事」のいずれかの業種での新築又は改築に限る。）をいう。
- ※2 本調書には代表企業の施工実績を記載すること。
- ※3 共同企業体としての実績である場合は、共同企業体の構成員の中での出資の割合または分担工事額の割合を記載してください。またこれを証する書類を添付してください。
- ※4 施工実績を証するものとして当該工事の契約書及び業務内容のわかる書類（設計書、図面、特記仕様書等の入札参加資格条件となっている内容が明らかなものの写し及びコリンズの竣工登録が確認できる登録内容確認書）を添付してください。

社会貢献等に関する調書

下記のとおり報告します。（表の該当箇所に○印を付すこと。）

- ※1 入札参加者の代表企業の状況について記載すること。
- ※2 本事業の入札公告日の前日以前に取得・登録しており、事業提案書の提出期限において有効であること。なお、「10－2」については令和6年提出分、「10－4」については令和6年認定分とする。

記

10－1 品質管理、環境負荷削減活動に関する入札参加者の代表企業の状況

(1) 品質管理

ISO 9001 取得 有	無

- ※1 ISO 9001：2008（又は ISO 9001：2015） / JISQ 9001：2008（又は JISQ 9001：2015）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。

(2) 環境負荷削減活動

ISO 14001 取得 有	エコアクション 21 取得 有	無

- ※1 ISO 14001：2004（又は ISO 14001：2015） / JISQ 14001：2004（JISQ 14001：2015）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証を取得している者は、認定証の写しを添付すること。
- ※2 エコアクション 21 を一般財団法人持続性推進機構から認証を取得している者は、認証・登録証の写しを添付すること。

10－2 障害者雇用に関する入札参加者の代表企業の状況

別紙「障害者雇用に関する調書」を提出すること。

10－3 若手技術者育成の取組に関する入札参加者の代表企業の状況

技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員の比率（技術職員名簿全体の 15%以上であるか）	新たに技術職員名簿に記載された満 35 歳未満の技術職員の比率（技術職員名簿全体の 1%以上であるか）	無

- ※1 事業提案書提出締切日時点において有効な最新の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

10－4 健康経営優良法人に関する入札参加者の代表企業の状況

健康経営優良法人認定制度 2024 による認定 有	無

- ※1 健康経営優良法人 2024 に認定されている者は、認定を証明する書類を添付すること。

10－5 週休2日制の導入

本業務における週休2日制（4週8休の現場閉所）の導入 有	無

- ※1 建設業務における導入の有無により○を記入すること。
- ※2 週休2日制（4週8休の現場閉所）で本業務を行う際の乙型JVにおける就業規則（案）を添付すること。
- ※3 現場閉所日は、土曜日・日曜日を基本とする。やむを得ず土日に作業する必要が生じた場合は、振替日を設ける。
- ※4 対象期間は、工事着手から工事完成までの期間とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、市が対象外と認める期間は含まない。
- ※5 週休2日制を導入する場合は、翌月の現場閉所日を記載した休日取得計画書を提出すること。また、月末に週休2日の実施状況を休日取得実績報告書にて提出すること。
- ※6 週休2日制導入の有無によって変更契約の対象とはしません。

(別紙) 障害者雇用に関する調書

※1 入札参加者の代表企業の状況のみ記載すること。

※2 本事業の入札公告日の前日以前に取得・雇用登録しており、事業提案書の受付締切日に雇用が継続されていること。

障害者雇用（表の該当箇所に○印を付すこと。）

① 法定雇用人員を超えて雇用している	② 法定雇用義務は無いが雇用している	③ 左記以外

※1 ③に該当するときは、以下の記入は不要

障害者の雇用状況を報告します。

障害者雇用状況の報告義務のある事業主				障害者雇用状況の報告義務のない事業主	
常用雇用労働者の総数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	$B \times 2.5\%$	常用雇用の障害者である労働者の人数	常用雇用労働者の総数	常用雇用の障害者である労働者の人数
A	B	C	D	E	F
人	人	人	人	人	人

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用人員を超えて雇用している場合は、令和 6 年度に公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しを添付すること。なお、電子申請の場合においても、同様式の写しを添付すること。

また、上記 B、D 欄には、「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の「雇用の状況」欄における区分⑧(二)、⑩の数字をそれぞれ記入すること。

※2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況の報告義務がない事業者であって、障害者を常用雇用している場合は、障害者の障害状況を証明するものの写し（本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し）及び社会保険証の写し（被保険者記号、保険者番号をマスキングしたもの）を添付すること。）を添付すること。

なお、当該入札の公告日において引き続き 3 箇月以上雇用していること。

7 事業提案に関する提出書類 (提案根拠資料)

(様式 7-1)

提案根拠資料

(提案根拠資料のうち図面以外)

提出の 要否	資料番号	内容
要	7-1-1	概略工事工程表（設計を含む）
	7-1-2	概略施工計画書
	7-1-3	水収支計算書
	7-1-4	水理計算書
	7-1-5	容量計算書（設備を含む）
	7-1-6	主要施設リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備）
	7-1-7	点検リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備）
	7-1-8	修繕リスト（土木構造物、建築構造物、機械設備、電気計装設備）
	7-1-9	維持管理計画（供用開始から 15 年間の動力、薬品、修繕、保守点検について）
任意	7-1-10	その他必要と思われるもの

※1 要求水準を確認するため、必要に応じて、材質や仕様等の詳細な内容も記載すること。

(様式 7-2)

提案根拠資料

(提案根拠資料のうち図面)

提出の 要否	資料番号	内容
要	7-2-1	施設構造図（平面図、断面図、意匠図等）
	7-2-2	主要な管路図（平面図、横断図、縦断図等）
	7-2-3	水位高低図
	7-2-4	浄水及び排水処理フロー図
	7-2-5	水収支フロー図
	7-2-6	フローシート
	7-2-7	単線結線図
	7-2-8	システム構成図
	7-2-9	維持管理動線図
	7-2-10	見学者ルート図
	7-2-11	要求水準書 別紙 5 の「施設の建設制限範囲」において、所定の 高さ制限を厳守しているかがわかる図（平面図、断面図、パース 図等）
	7-2-12	全景パース図（複数方向）
任意	7-2-13	その他必要と思われるもの

※1 図面には図面目録も作成し、各図面には表題欄を設け、「施設計画図面集」として整理すること。

令和7年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

印

※1 代表企業が全ての手続を行ってください。

8 入札に関する提出書類

(様式 8)

入札金額内訳書

[] 共同企業体の代表企業

所 在 地

法人名または屋号

代 表 者 名

又は受任者名

別途公表している様式 8 のエクセルファイルをダウンロードして
使用し、提出すること。

②建設対価		
入札金額 (①+②)		

※1 ①設計対価及び②建設対価は要求水準書の業務内容を十分確認の上、算定すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

(様式8 別添資料1)

入札金額内訳書

1. 設計対価 1) 調査費

単位：円

工種		種別	細別	数量	単位	金額	備考
1				1	式		

別途公表している様式8 別添資料1のエクセルファイルを
ダウンロードして使用し、提出すること。

5				1	式		
合計							

※1 必要に応じて、行を追加すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

(様式 8 別添資料 2)

入札金額内訳書

1. 設計対価 2) 設計費

単位：円

工種	種別	細別	数量	単位	金額	備考
別途公表している様式 8 別添資料 2 のエクセルファイルをダウンロードして使用し、提出すること。						
合計						

※1 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

(様式8 別添資料3)

入札金額内訳書

2. 建設対価 1) 土木工事費

単位：円

項目		数量	単位	合計	備考
1	撤去工	1	式		
	(〇〇〇施設)				
	基礎工	1	式		

別途公表している様式8 別添資料3のエクセルファイルを
ダウンロードして使用し、提出すること。

4	造成工	1	式		
5	場内整備	1	式		
6	場内配管	1	式		
小計					
直接工事費①		1	式		
共通仮設費（積み上げ分）②		1	式		
共通仮設費（率分）③		1	式		
現場管理費④		1	式		
一般管理費等⑤		1	式		
合計（①+②+③+④+⑤）					

※1 必要に応じて、直接工事費の項目を追加すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

※3 項目2に示す（〇〇〇）施設は要求水準書に示す整備対象施設について全て記載すること。

(様式8 別添資料4)

入札金額内訳書

2. 建設対価 2) 建築工事費

単位：円

項目		数量	単位	合計	備考
1	撤去工	1	式		
	(〇〇〇施設)				
	建築施設工		式		

別途公表している様式8 別添資料4のエクセルファイルをダウンロードして使用し、提出すること。

直接工事費①	1	式		
共通仮設費②	1	式		
現場管理費③	1	式		
一般管理費等④	1	式		
合計 (①+②+③+④)				

※1 必要に応じて、直接工事費の項目を追加すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

※3 項目2に示す(〇〇〇)施設は要求水準書に示す整備対象施設について全て記載すること。

(様式8 別添資料5)

入札金額内訳書

2. 建設対価 3) 機械設備工事費

単位：円

項目		数量	単位	合計	備考
1	(浄水処理施設)				
	着水井	1	式		
	粉末活性炭吸着設備	1	式		
	混和池	1	式		
	フロック形成池	1	式		
	凝集沈澱池	1	式		

別途公表している様式8 別添資料5のエクセルファイルをダウンロードして使用し、提出すること。

2	凝集用薬品注入設備	1	式		
	塩素処理設備	1	式		
	消毒設備	1	式		
	小計				
3	(排水処理施設)				
	排水池	1	式		
	排泥池	1	式		
	濃縮槽	1	式		
	脱水機	1	式		
	小計				
4	(送水施設)				
	送水ポンプ設備	1	式		
	小計				
機器費 計①		1	式		

入札金額内訳書

2. 建設対価 3) 機械設備工事費

単位：円

直接工事費				
輸送費	1	式		
材料費	1	式		
労務費	1	式		
複合工費	1	式		
直接経費	1	式		
仮設費	1	式		
直接工事費 計②	1	式		
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式		
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)				

※1 必要に応じて、機器項目を追加すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

(様式8 別添資料6)

入札金額内訳書

2. 建設対価 4) 電気計装設備工事費

単位：円

項目		数量	単位	合計	備考
1	受変電設備				
	小計	1	式		
2	非常用自家発電設備				
別途公表している様式8 別添資料6のエクセルファイルをダウンロードして使用し、提出すること。					
3	運転操作設備				
	小計	1	式		
4	監視制御設備				
	小計	1	式		
5	計装設備				
	小計	1	式		
機器費 計①		1	式		

入札金額内訳書

2. 建設対価 4) 電気計装設備工事費

単位：円

直接工事費				
輸送費	1	式		
材料費	1	式		
労務費	1	式		
複合工費	1	式		
直接経費	1	式		
仮設費	1	式		
直接工事費 計②	1	式		
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
据付間接費	1	式		
間接工事費 計③	1	式		
設計技術費④	1	式		
一般管理費等⑤	1	式		
合計 (①+②+③+④+⑤)				

※1 必要に応じて、機器項目を追加すること。

※2 金額には消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

9 落札等審査に関する提出書類

制限付一般競争入札（落札候補者）審査申請書

令和 7 年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[] 共同企業体の代表企業

所在地

法人名又は屋号

代表者名

又は受任者名

電話 () (担当)

次の事業に係る制限付一般競争入札の落札等審査を申請します。

なお、書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、姫路市が保有する税務情報の閲覧について同意します。

事業名	甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
事業予定地	姫路市豊富町豊富 1610 番地
添付書類	1 共同企業体の各構成員の最新の経営事項審査結果通知書の写し ※設計企業を除く 【事業提案書提出時に入札公告に定める契約予定日において有効なものを提出している場合は不要】 2 共同企業体の各構成員の関連企業申告書（落札等審査用）（様式 9 - 2） 3 共同企業体の各構成員の市税に未納がないことの納税証明書（姫路市税の納税義務がある場合は必ず提出すること。） 【落札候補者決定日以後に発行されたものの原本】 4 共同企業体の各構成員の所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その 3 の 2）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その 3 の 3） 【落札候補者決定日以後に発行されたものの原本】 5 建設業法第 3 条第 1 項の規定による水道施設工事、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事に係る特定建設業許可通知書又は許可証明書の写し（構成員ごとに各々の分担工事に係るもの）※1 【参加資格確認申請時に入札公告に定める契約予定日において有効なものを提出している場合は不要】 6 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録証明書の写し 【参加資格確認申請時に入札公告に定める契約予定日において有効なものを提出している場合は不要】 7 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し 【参加資格確認申請時に入札公告に定める契約予定日において有効なものを提出している場合は不要】

契約金額（税込）	円
契約保証金納付方法（いずれかに○）	履行保証保険等※2 ・ 現金

※1 建設業の許可を更新中の場合は、建設業許可申請書の写しをこの申請書とともに添付すること（参加資格確認申請時に既に添付した場合は不要。）。

※2 履行保証保険等とは、履行保証保険、公共工事履行保証証券、保証事業会社の保証（前金払適用時のみ）を指す。

関連企業申告書（落札等審査用）

令和 7 年 月 日

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

[] 共同企業体

(代表企業・構成企業)

所 在 地

法人名又は屋号

代 表 者 名

又は受任者名

以下のとおり、共同企業体の各構成員に関する落札等審査書類提出日時点における資本関係または人的関係にある企業について申告します。また、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 資本関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

① 親会社と子会社の関係にある場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容

2 人的関係にある企業（裏面参照。該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所在地	関連内容	兼任している役員の氏名

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合（該当ない場合は「無」に○をしてください。）

「有」の場合は、下表に記入のうえ「関連内容」欄に次の該当する番号を記入してください。

⑤ 組合とその組合員・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合・・・・・・・・・・（ 有 ・ 無 ）

企業名	所 在 地	関連内容	他方の会社の代表者名（⑥の場合）

それぞれ記載欄が不足する場合は、上記内容を記載した別様式を作成し、代表者印を押印のうえ提出してください。

☆ 関連企業として申告の必要な企業については下記のとおりです。

~~姫路市の業者登録の有無に関わらず、該当する企業等について記載してください。ただし、姫路市に業者登録がある企業のみ記載してください。~~

1 資本関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2 人的関係にある企業

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、③については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ③ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ⑤ 組合とその組合員
- ⑥ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

非落札に関する説明要求書

(宛先) 姫路市上下水道事業管理者

〔 〕 共同企業体の代表企業
所 在 地
法人名又は屋号
代 表 者 名
又は受任者名

印

令和6年7月31日に公告のありました甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業に係る総合評価落札方式による一般競争入札に、様式2-5の構成員からなる〔 〕共同企業体として参加することを表明しましたが、落札等審査の結果、非落札となった旨の通知がありました。非落札と判断された理由について説明願いたく、本書類を提出いたします。

※ 代表企業が全ての手続を行ってください。